

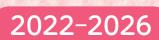






# 諫早市地域福祉計画

諫早市健康福祉総合計画































令和4年3月



# はじめに



近年、地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少の進行などにより、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。このため、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できないことなどにより課題が深刻化するケースが増えてきています。また、生活していくうえでの課題は、様々な分野が絡み複雑化・複合化しております。

こうした状況を踏まえ、様々な地域課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる地域共生社会の実現に向けた取組みを推進する必要があります。

本市におきましては、平成18年度に第1次となる地域福祉計画を策定し、5年毎に見直しながら地域福祉の推進に努めてきました。現行計画となる第3次計画の計画期間が令和3年度末をもって終了することから、この度、令和4年度からを計画期間とする第4次諫早市地域福祉計画を策定いたしました。

本計画は、「市民一人ひとりが尊厳を保持し、支え合いながら、安心して暮らし続けることができるまちづくり〜地域共生社会の実現をめざして〜」を基本理念に掲げ、「地域共生社会」の実現を目指した計画として策定いたしました。

このような観点から成年後見制度の利用促進を目的とした「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」と、犯罪をした者等の再犯を防止し、円滑な社会復帰を支援することを目的とした「地方再犯防止推進計画」を包含した計画としております。

地域福祉の更なる推進には、住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持ち、 主体的に支え合いや助け合いを実践することや関係団体との連携を強化することで、地域と 行政が一体となった地域ぐるみによる取組みの推進が必要となります。

私が目指す郷土の近未来像「来てよし、住んでよし、育ててよし!あなたのまち・諫早!!」の実現に向け、市民の皆様、関係団体の皆様には、より一層の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、限られた時間の中で熱心にご議論をいただきました「諫早市健康福祉審議会」委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました多くの市民の皆様、関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

諫早市長 大久保 潔 重

# 目次

第	1章	計画の策定にあたって	
_		1 地域福祉とは	2
		2 計画策定の背景と趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		3 地域福祉計画の性格と役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
		4 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
		5 計画策定までの取組	7
		6 地域の考え方	9
第	2章	諫早市の地域福祉を取り巻く現状	
		1 統計データからみえる現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
		2 地域福祉に関するアンケート調査結果からみえる現状 ・・・・・・・・・	29
		3 本計画策定に向けた課題	37
第、	3章	計画の目指す方向性	
		1 基本理念 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	40
		2 基本目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	40
		3 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
第	4章	地域福祉推進のための施策の展開	
		基本目標 1 地域福祉を担う人づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
		基本施策 1 人権尊重意識の醸成と地域福祉への理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
		基本施策2 民生委員・児童委員活動の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
		基本施策3 ボランティア活動等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
		基本施策4 担い手の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
		基本目標2 共に支え合う地域づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
		基本施策1 顔の見える関係づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
		基本施策 2 地域住民同士の交流の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
		基本施策3 地域での「支え合い・助け合い」の促進	56
		基本施策4 地域における見守りの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
		基本施策 5 地区(校区)社会福祉協議会活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59

基本目標3 健康でいきいきと暮らせる地域づくり ‥‥‥‥‥	61
基本施策1 健康づくりの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
基本施策2 地域医療体制の維持・確保	64
基本施策3 生きがいづくりの推進	65
基本目標4 地域福祉を支える仕組みづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
基本施策1 地域で相談・発見・解決できる仕組みづくり ‥‥	68
基本施策2 各種福祉サービスを利用しやすい環境づくり ・・・・・	70
基本施策3 権利擁護の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
成年後見制度利用促進基本計画について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
基本施策4 地域包括ケアシステムの深化・推進 ・・・・・・・・・・	77
基本施策5 生活困窮者の自立に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
基本施策6 地域福祉活動の拠点の場づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
基本施策7 関係団体等との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
基本施策8 再犯防止の支援 諫早市再犯防止推進計画について	84
基本目標5 安全・安心に暮らせる地域づくり	86
基本施策1 災害に備えた地域づくり ‥‥‥‥‥‥‥	87
基本施策2 防犯対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
基本施策3 バリアフリーの推進	91
シェクサントナー・フ	
11 計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · 94
2 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
	96
4 各計画の根拠法令	114
	基本施策 1 健康づくりの推進 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

# 第 **1** 章 計画の策定にあたって

# **第 1** 章 計画の策定にあたって

# 1 地域福祉とは

地域福祉とは、障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中でその人らしく安心して暮らすことができるよう、公的な福祉サービスの提供だけでなく、住民同士がつながりを持ち、お互いに支え合い、助け合うことで、様々な生活課題の解決に地域ぐるみで取り組み、共に生きていくまちづくりの在り方です。

地域福祉の推進にあたっては、「自助」、「共助」、「公助」という3つの役割が重要であることを市民一人ひとりが理解し、実践していくとともに、この3つの役割が地域の中で補完的、一体的に機能することが求められます。

## ◆自助・共助・公助の関係

自助	◆自分のことは自分で行うこと "行政まかせ"や"他人ごと"ではなく、日常生活の中の様々な課題に対し、 自らの責任において判断(自己決定)しながらその解決を図っていくこと。
共助	◆地域住民同士の支え合い 年齢や障害の有無に関わらず、地域に暮らす誰もが福祉の受け手であると同時 に担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが連携を深め、共に支えあっ ていくことで、地域の様々な生活課題の解決を図っていくこと。
公助	◆行政が法律や制度に基づき提供する公的サービス等 個人や家族、地域あるいは民間の力(「自助」や「共助」)だけでは解決できない生活課題について、行政がその取組をカバーするとともに、地域福祉推進のための環境づくりを行うこと。

<sup>※「※」</sup>が付いている語句は、巻末の参考資料に用語解説を掲載しています。

4

第

# 2 計画策定の背景と趣旨

少子高齢・人口減少という大きな課題に加え、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において支え合いの基盤が弱まってきており、虐待、DV (ドメスティック・バイオレンス)\*、8050問題\*、ダブルケア\*、ヤングケアラー\*といった新たな社会問題が発生しています。この複雑化・複合化した問題や、福祉ニーズの多様化に対応するためには、従来の縦割りに整備された公的な福祉サービスだけでは解決が困難な状況となっています。

こうした背景を踏まえ、国において平成28年「ニッポンー億総活躍プラン」の閣議決定、平成29年に社会福祉法が一部改正され、地域共生社会の実現に向けて市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。様々な課題を抱えた人々が社会的に孤立することなく、住み慣れた地域でその人らしく生活し続けるために、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進する必要があります。さらに、令和2年の社会福祉法の改正では、市町村が包括的な支援体制を整えるため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行っていく、「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されています。また、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律、再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、地域福祉との一体的な展開が求められているほか、自然災害の多発や新型コロナウイルス感染症拡大による従来型の生活様式からの転換など、新たな課題も出てきています。

本市においては、平成18年度に第1次諫早市地域福祉計画(以下、「第1次計画」という。)を策定し、5年ごとに見直しながら地域福祉の推進に努めてきました。今回、第3次諫早市地域福祉計画(以下、「第3次計画」という。)の計画期間が令和3年度をもって終了することから、更なる地域福祉の推進を図るべく、令和4年度からを計画期間とする第4次諫早市地域福祉計画(以下、「本計画」という。)を策定し、今後、これらの課題を念頭に地域共生社会の実現に向けた取組みを推進するものです。

#### ◆地域共生社会のイメージ

#### 地域共生社会とは ◆制度・分野ごとの『**縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて**、地域住民や地域の多様な 主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会 支え・支えられる関係の循環 ·誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成~ ◇生きがいづくり ◇居場所づくり ◇社会とのつながり ◇安心感ある暮らし ◇多様性を尊重し包摂 ◇健康づくり、介護予防 ◇ワークライフバランス する地域文化 すべての人の生活の基盤としての地域 ◇社会経済の担い手輩出 ◇就労や社会参加の場や ◇地域資源の有効活用、 機会の提供 地域における人と資源の循環 雇用創出等による経済 ◇多様な主体による、 ~地域社会の持続的発展の実現~ 暮らしへの支援への参画 価値の創出 すべての社会・経済活動の基盤としての地域 Ħw

産業

交诵

環境

出典:厚生労働省 九州厚生局資料

# 第 **1** 章 計画の策定にあたって

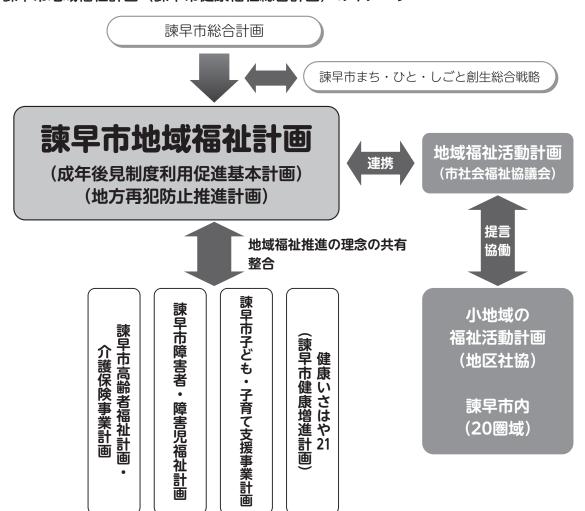
# 3 地域福祉計画の性格と役割

## [1] 地域福祉計画と各個別計画との関係

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するものです。本計画は、本市のまちづくりの方向性を定めた第2次諫早市総合計画(平成28年度~平成37年度)における健康福祉分野の施策を具体化する計画であるとともに、健康福祉分野の個別計画である諫早市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、諫早市障害者・障害児福祉計画、諫早市子ども・子育て支援事業計画、健康いさはや21(諫早市健康増進計画)に係る「地域福祉」の観点から見た共通の課題の解決に向けた基本理念や施策の方向性を定めた計画です。また、これら個別計画を総括する諫早市健康福祉総合計画としての性格を有しています。

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(成年後見制度利用促進基本計画)」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含し、策定するものです。

#### ◆諫早市地域福祉計画(諫早市健康福祉総合計画)のイメージ



4

5

章

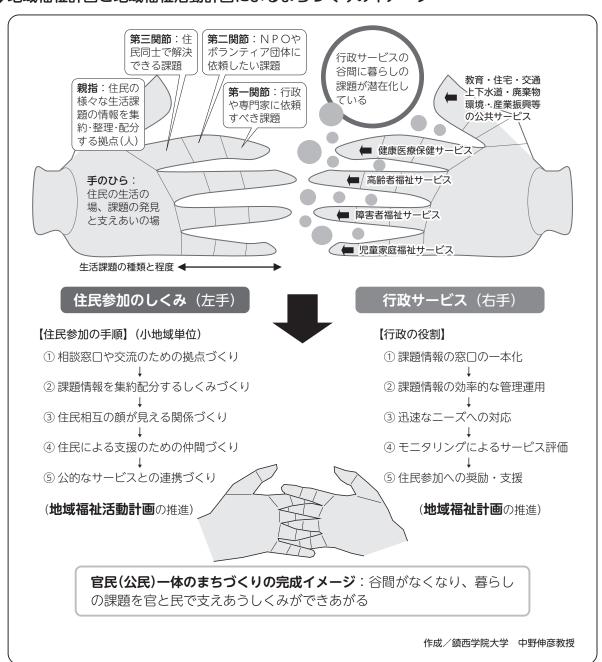
# [2] 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

地域福祉計画は、地域福祉の推進に係る基本理念や施策の方向性を定めた計画であるのに対し、地域福祉活動計画は住民参加による地域福祉を推進するために、具体的な活動や行動を定めた計画で、地域住民や各種団体等の活動の方針を市社会福祉協議会\*\*が取りまとめ、策定するものです。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域福祉の推進に係る基本理念を共有し、その実 現に向けて相互に連携・協働して取り組んでいく必要があります。

このことから、本計画と計画期間を合わせて、第4次諫早市地域福祉活動計画を市社会 福祉協議会が策定し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

#### ◆地域福祉計画と地域福祉活動計画によるまちづくりのイメージ



# **第1章** 計画の策定にあたって

# 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度(2022年度~2026年度)までの5年間とします。

# ◆福祉関係計画の計画期間

計画期間(年度)計画名	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)
   諫早市地域福祉計画   (諫早市健康福祉総合計画)	第4次				<b></b>
【計画期間:5年】					
諫早市地域福祉活動計画	第4次				
【計画期間:5年】					
諫早市高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第8期		第9期		
【計画期間:3年】					
諫早市障害者・障害児福祉計画	第6期		第7期		
【計画期間:3年】	第2期		第3期		
   諫早市子ども・子育て支援   事業計画	第2期			第3期	
【計画期間:5年】					
健康いさはや21 (諫早市健康増進計画)	第3次		第4次		
【計画期間:6年】※1年延長					

# 5 計画策定までの取組

本計画の策定にあたり、一般市民、地区(校区)社会福祉協議会\*の担い手の方々及び民 生委員・児童委員を対象に、地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

また、市民の健康増進、社会福祉の向上及び医療体制の充実を図るため、市長の附属機関として設置している「諫早市健康福祉審議会」において、審議をいただき策定しました。

#### ◆地域福祉に関するアンケート調査

目的	一般市民、地域福祉活動を実践されている地区(校区)社会福祉協議会の担い手の方々及び民生委員・児童委員を対象に、地域福祉に関する意識、現状認識、要望等をお伺いするために実施しました。
調査概要	(1) 市民アンケート調査 (調査対象) 市内在住の20歳以上の男女2,500人 (調査方法) 郵送による配布・回収 (調査時期) 令和3年2月9日~令和3年3月12日 (回収状況) 回収数846件 回収率33.8% (2) 地区(校区) 社会福祉協議会関係者アンケート調査 (調査対象) 市内全て(20) の地区(校区) 社会福祉協議会の担い手の方々 200人 ※各団体10部送付 (調査方法) 郵送による配布・回収 (調査時期) 令和3年2月9日~令和3年3月12日 (回収状況) 回収数149件 回収率74.5% (3) 民生委員・児童委員アンケート調査 (調査対象) 本市で委嘱している民生委員・児童委員312人(全数) (調査方法) 郵送による配布・回収 (調査時期) 令和3年2月9日~令和3年3月12日 (回収状況) 回収数292件 回収率93.6%

# **第 1** 章 計画の策定にあたって

# ◆諫早市健康福祉審議会における審議の経過

0	開催日	開催内容(審議事項等)
第1回	令和2年10月16日	<ul><li>・計画策定諮問</li><li>・計画の見直しについて</li><li>・計画の性格、役割について</li><li>・策定スケジュールについて</li></ul>
第2回	令和3年1月15日	・諫早市地域福祉計画(諫早市健康福祉総合計画) アンケート調査の概要(報告)
第3回	令和3年9月 (書面開催)	・計画骨子(案)の審議 ・アンケート調査結果報告
第4回	令和3年11月18日	・計画素案について
第5回	令和4年2月 (書面開催)	<ul><li>・パブリックコメントの結果について</li><li>・計画案について</li><li>・市長への答申について</li></ul>

# 6 地域の考え方

## [1] 福祉保健施策の展開の基礎となる地域の考え方

「地域」とは、一定範囲の土地の区域を表す言葉ですが、その範囲の捉え方は、個々人の持つ主観や活動の内容などによってそれぞれであり、固定的・限定的なものではありません。また、「地域」の範囲をどのように捉えるかによって、そこに存在する生活課題・福祉ニーズの量や質、その対応に必要な地域資源等の捉え方や取組の内容なども異なってきます。

このようなことから、各種福祉保健施策の効率的かつ効果的な展開や、住民主体による 地域福祉の推進を図っていくためには、隣近所や自治会、小学校区、中学校区など、市域 を細分化し、それを「層」として認識するとともに、市域全体をそれらの「層」が重なり あった重層的なものとして捉え、これら「層」の持つ特性などを活かした施策を展開する ことが望ましいと考えられます。

これを踏まえ、本市では、第1次計画より市域を下表に記載する6つの階層として捉え、 各種施策を実施する上での基本単位として設定し、施策の展開に活用してきました。

各種施策の継続と更なる充実を図る観点などから、本計画においても、この階層設定を 踏襲することとし、健康福祉分野の個別計画に基づく各種施策については、今後もこの階 層のいずれかを基本に実施していくこととします。

## ◆本計画における「地域」の考え方

階層	考え方
第1階層	隣近所同士の"顔が見える関係"である隣保組織を含めた概ね自治会単位を 想定しています。自治会活動に代表されるように、住民の主体的な地域活動の 最小単位として位置付けます。
第2階層	概ね小学校区単位を想定しています。地区(校区)社会福祉協議会活動に代表されるように、住民の主体的な地域福祉活動の単位として位置付けます。
第3階層	概ね中学校区単位を想定しています。介護保険制度における日常生活圏域な どの単位として位置付けます。
第4階層	本庁の所管区域及び各支所のそれぞれの所管 5 区域を想定しています。また、本庁及び各支所の機能を活かした総合相談や専門相談などの相談支援体制の拠点を置く単位としても位置付けます。
第5階層	地域において必要とされる様々な保健福祉サービスの調整(保健福祉サービス・コーディネート)を行うなど、高度専門的サービスの提供を行う拠点整備の単位として位置付けます。
第6階層	市全域を範囲とします。各階層で進められる地域福祉活動の様々な取り組みを支援するとともに、課題への対応や新たな課題の検討を行うなど、地域福祉社会の実現に向けた総合的な推進体制を確立していきます。

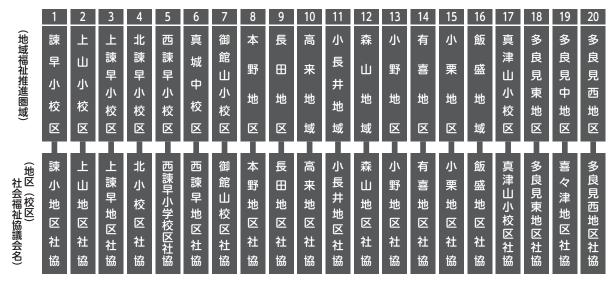
# 第 **1** 章 計画の策定にあたって

## [2] 地域福祉推進の基礎となる地域

本市では、第1次計画より地区(校区)社会福祉協議会を、小地域における地域福祉活動の主体として位置付けるとともに、地区(校区)社会福祉協議会が組織されている第2階層相当の地域を「地域福祉推進圏域」に設定し、住民主体による地域福祉活動の基本的な単位としてきました。

本計画においても、この考え方を踏襲し、第2階層相当の地域を「地域福祉推進圏域」 として設定します。

#### ◆第2階層・地域福祉推進圏域のイメージ

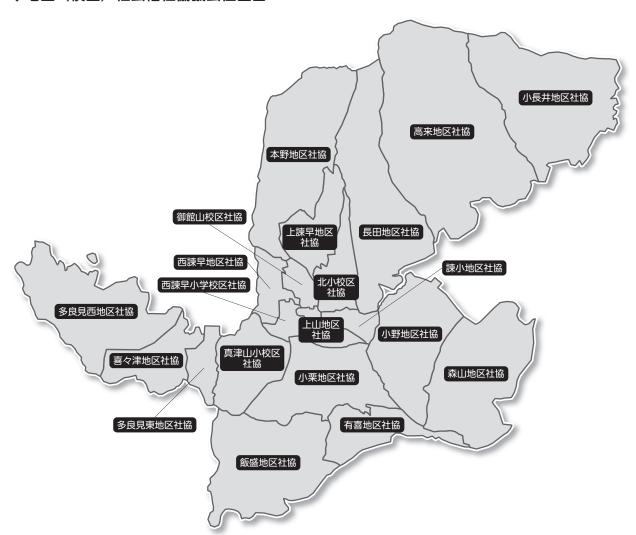


#### ◆地区(校区)社会福祉協議会

地区(校区)社会福祉協議会とは、概ね小学校区を単位とした第2階層相当の小地域において、住民同士の支え合い、助け合いにより福祉の向上及び増進を図ることを目的に、その地域の自治会、民生委員・児童委員\*、福祉協力員\*、福祉団体、学校、福祉施設、老人会、婦人会、健全育成会、その他の関係団体で構成された住民主体の団体です。

現在、市内には20の地区(校区)社会福祉協議会が組織され、各種サロン事業、世代間交流事業\*、ふれあい食事サービス\*、ひとり暮らし高齢者の集い\*など、地域住民の持つ生活課題や福祉ニーズに応じ、年間を通して様々な活動を実施しています。市及び市社会福祉協議会は、相互に連携し、地区(校区)社会福祉協議会の活動を支援しています。

# ◆地区(校区)社会福祉協議会位置図



# 第2章

諫早市の地域福祉を取り巻く現状

# 1 統計データからみえる現状

# [1] 人口の推移

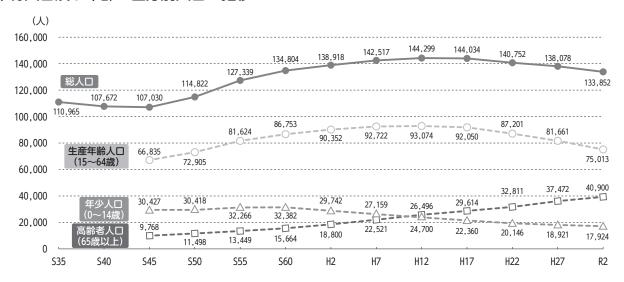
本市の人口は、昭和50年以降増加を続けてきましたが、平成12年の14万4,299人をピークに減少に転じています。令和2年10月に実施された国勢調査による人口は13万3,852人であり、ピーク時と比較して1万447人の減少となっています。

年代別に見ると、年少人口(15歳未満)は昭和60年をピークに、生産年齢人口(15歳~64歳)は平成12年をピークに減少に転じる一方、高齢者人口(65歳以上)は増加を続けています。平成12年には、高齢者人口が年少人口を逆転しており、少子高齢化が着実に進行している状況にあります。

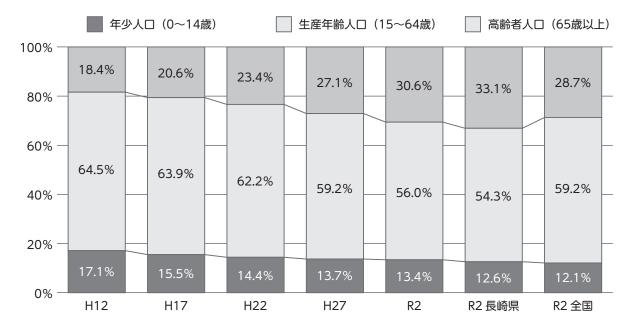
また、令和2年国勢調査における年齢3区分別人口の割合を見ると、本市における高齢者人口の割合は30.6%で、長崎県平均(33.1%)を2.5ポイント下回り、全国平均(28.7%)を1.9ポイント上回る状況にあります。

一方、年少人口の割合は13.4%であり、長崎県平均(12.6%)、全国平均(12.1%)を 上回っています。

#### ◆総人口及び年齢3区分別人口の推移



# ◆年齢3区分別人口割合の推移



# [2] 世帯数及び世帯人員数の推移

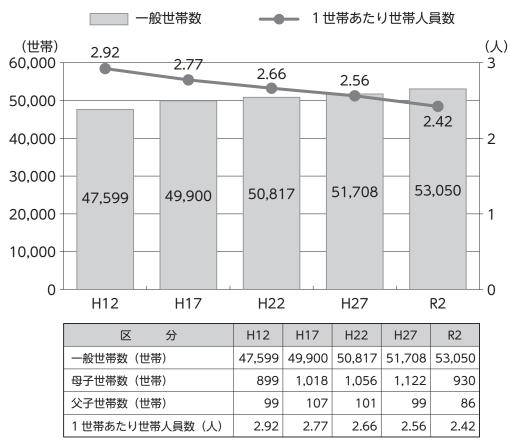
令和2年国勢調査による本市の一般世帯数は53,050世帯で、平成27年の前回調査から 1,342世帯の増加となっており、一貫して増加傾向にあります。

一世帯あたりの世帯人員数は2.42人で、全国平均(2.21人)及び長崎県平均(2.27人)を上回っているものの、前回調査の2.56人から0.14人の減少となっています。

世帯人員別の世帯割合を見ると、本市では、1人世帯及び2世帯が増加傾向にあります。 また、全国平均及び長崎県平均では、1人世帯の割合が最も多い中、本市においては2人 世帯の割合が最も多く、3人世帯の割合も多くなっています。

家族類型別世帯数の割合では、「夫婦と子どもからなる世帯」などが、全国平均及び長崎県平均を上回る状況にあります。

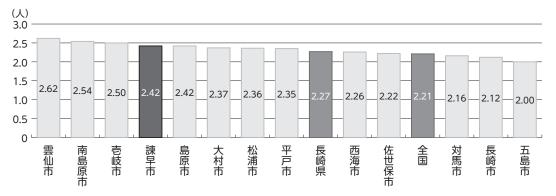
### ◆一般世帯数及び一般世帯の一世帯あたり世帯人員数の推移



5

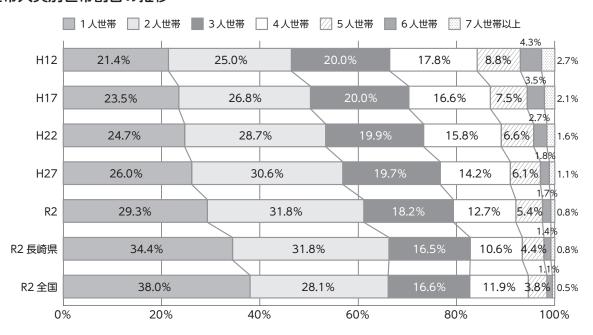
第

## ◆一般世帯の一世帯あたり世帯人員比較



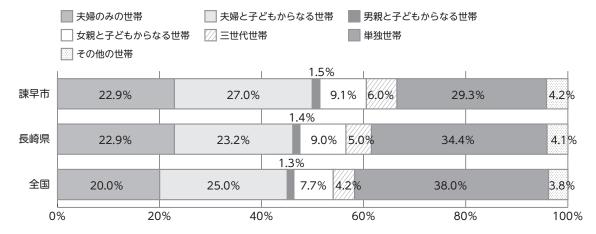
出典:国勢調査(令和2年)

### ◆世帯人員別世帯割合の推移



出典:国勢調査

#### ◆家族類型別世帯数の構成割合



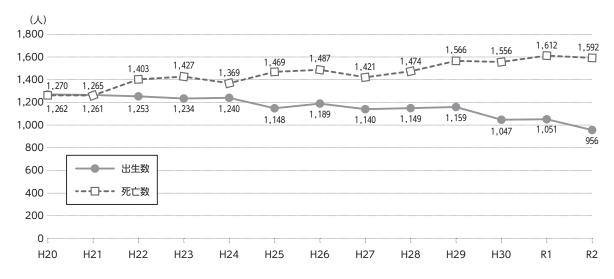
出典:国勢調査(令和2年)

# [3] 出生数、死亡数及び合計特殊出生率の推移

本市における出生数は、緩やかな減少傾向にあり、ここ数年は年間1,000人台で推移していましたが、令和2年には1,000人を下回り956人となっています。

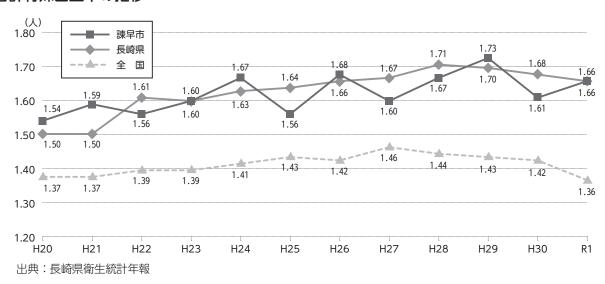
また、一人の女性が生涯に産む子どもの数を示す「合計特殊出生率\*」は、令和元年において諫早市では1.66であり、全国平均を上回り、長崎県平均と等しい状況にあります。 一方、死亡数については、平成22年以降、出生数を上回る状況が続いています。

#### ◆出生数・死亡数の推移



出典:長崎県異動人□調査

#### ◆合計特殊出生率の推移

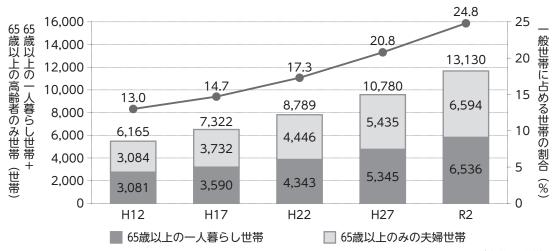


5

# [4] 一人暮らし高齢者、高齢者のみの夫婦世帯数の推移

令和2年国勢調査によると、本市における65歳以上の一人暮らし世帯及び夫婦世帯の数は、合わせて13,130世帯であり、平成27年の前回調査から2,350世帯の増加となっています。また、令和2年国勢調査では、一般世帯に占める65歳以上の一人暮らし世帯及び夫婦世帯の割合は24.8%で、全国平均(22.5%)より高く、長崎県平均(27.7%)より低くなっています。

## ◆65歳以上一人暮らし世帯及び夫婦世帯の推移



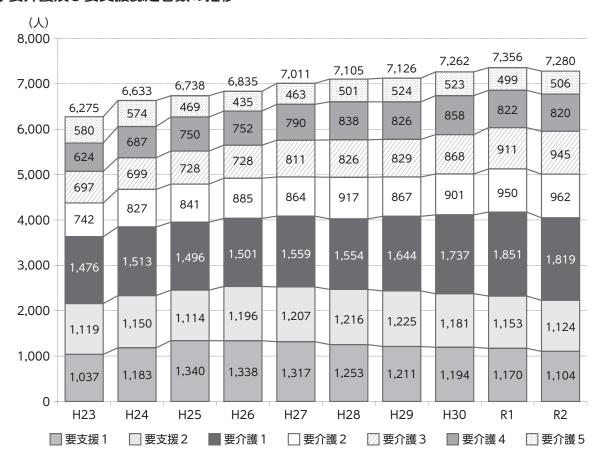
(単位:世帯、%)

区分	H12	H17	H22	H27	R2
65歳以上の一人暮らし世帯	3,081	3,590	4,343	5,345	6,536
65歳以上のみの夫婦世帯	3,084	3,732	4,446	5,435	6,594
合計	6,165	7,322	8,789	10,780	13,130
諫早市 一般世帯に占める割合	13.0	14.7	17.3	20.8	24.8
長崎県 一般世帯に占める割合	17.0	19.3	21.2	24.2	27.7
全 国 一般世帯に占める割合	12.5	15.2	17.6	21.0	22.5

# [5] 介護保険制度における要介護及び要支援認定者数

介護保険制度における要介護及び要支援認定者数は、平成12年の制度創設以来、一貫して増加傾向にありましたが、令和2年度は7,280人と前年度に比べて減少しています。

### ◆要介護及び要支援認定者数の推移



(単位:人)

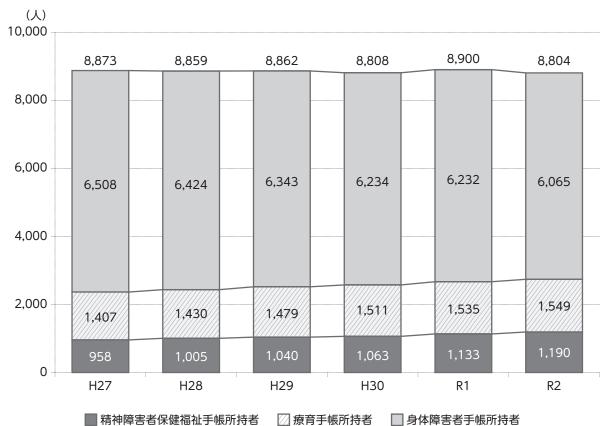
区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
要支援1	1,037	1,183	1,340	1,338	1,317	1,253	1,211	1,194	1,170	1,104
要支援2	1,119	1,150	1,114	1,196	1,207	1,216	1,225	1,181	1,153	1,124
要介護1	1,476	1,513	1,496	1,501	1,559	1,554	1,644	1,737	1,851	1,819
要介護2	742	827	841	885	864	917	867	901	950	962
要介護3	697	699	728	728	811	826	829	868	911	945
要介護4	624	687	750	752	790	838	826	858	822	820
要介護5	580	574	469	435	463	501	524	523	499	506
合 計	6,275	6,633	6,738	6,835	7,011	7,105	7,126	7,262	7,356	7,280

出典:介護保険事業状況報告(3月月報)(各年度3月末現在)

# [6] 障害のある人の状況

この6年間における各手帳を持つ人は、8,800~8,900人台で推移しています。

### ◆障害者手帳所持者数の推移



(単位:人)

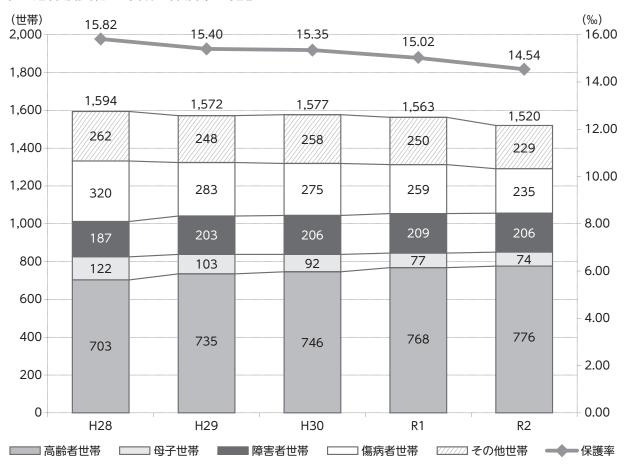
区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2
精神障害者保健福祉手帳所持者	958	1,005	1,040	1,063	1,133	1,190
療育手帳所持者	1,407	1,430	1,479	1,511	1,535	1,549
身体障害者手帳所持者	6,508	6,424	6,343	6,234	6,232	6,065
合計	8,873	8,859	8,862	8,808	8,900	8,804

出典: 諫早市保有データ (各年度 3 月末現在)

# [7] 生活保護の状況

本市における生活保護受給世帯数は、経済情勢の悪化等を背景として平成20年度以降急激に増加し、平成27年度までは緩やかな増加傾向にありましたが、平成28年度から減少傾向に転じています。令和2年度は、月平均1,520世帯、保護率(人口1,000人あたりの被保護人員数)は14.54‰となっています。

#### ◆生活保護受給世帯数・保護率の推移



(単位:世帯、‰)

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
高齢者世帯	703	735	746	768	776
母子世帯	122	103	92	77	74
障害者世帯	187	203	206	209	206
傷病者世帯	320	283	275	259	235
その他世帯	262	248	258	250	229
合計	1,594	1,572	1,577	1,563	1,520
保護率	15.82	15.4	15.35	15.02	14.54

出典:諫早市保有データ

# [8] 地域福祉推進圏域の概況

第1章において地域福祉推進圏域として設定した市内20地区の人口などの状況は、下表 のとおりとなります。

なお、詳細は、巻末の参考資料に掲載しています。

### ◆地域福祉推進圏域の状況

(単位:人、%)

	地域福祉 推進圏域	R2 人口	H27 人口	R2-H27 人口	R2 年少人口 の割合	R2 生産年齢 人口の 割合	R2 高齢化率	H27 高齢化率	R2-H27 高齢化率	要援助者登録者数
1	諫早小校区	7,693	7,857	△ 164	14.3	61.8	23.9	20.8	3.1	243
2	上山小校区	6,824	6,968	△ 144	15.9	57.0	27.1	24.7	2.3	254
3	上諫早小校区	1,804	1,877	△ 73	9.4	51.4	39.1	35.1	4.0	28
4	北諫早小校区	12,560	13,049	△ 489	13.2	57.5	29.3	25.6	3.7	249
5	西諫早小校区	8,926	9,388	△ 462	12.2	55.5	32.3	29.5	2.8	235
6	真城中校区	9,478	9,583	△ 105	15.4	56.6	28.0	24.8	3.2	243
7	御館山小校区	9,042	8,651	391	16.6	58.0	25.4	23.5	1.9	143
8	本野地区	2,028	2,207	△ 179	7.8	51.6	40.5	34.5	6.1	40
9	長田地区	5,143	5,393	△ 250	10.5	52.0	37.6	32.8	4.7	108
10	高来地域	9,718	10,245	△ 527	11.2	53.2	35.6	31.0	4.6	222
11	小長井地域	4,886	5,554	△ 668	8.9	53.0	38.1	31.3	6.8	79
12	森山地域	5,057	5,438	△ 381	12.3	53.2	34.5	29.6	4.9	42
13	小野地区	5,479	5,669	△ 190	12.4	55.7	32.0	28.2	3.8	82
14	有喜地区	4,002	4,386	△ 384	9.4	50.0	40.6	37.0	3.6	62
15	小栗地区	9,718	9,940	△ 222	16.4	59.9	23.7	20.7	3.1	220
16	飯盛地域	7,102	7,497	△ 395	12.4	53.0	34.7	30.1	4.5	87
17	真津山小校区	9,609	9,258	351	18.2	63.7	18.1	15.7	2.5	101
18	多良見東地区	6,722	6,746	△ 24	12.0	53.0	35.0	29.5	5.6	135
19	多良見中地区	6,869	6,970	△ 101	14.7	57.3	28.0	23.3	4.7	304
20	多良見西地区	2,436	2,765	△ 329	9.3	50.5	40.1	34.5	5.7	12
	승 計	135,096	139,441	△4,345	13.5	56.3	30.2	26.6	3.6	2,889

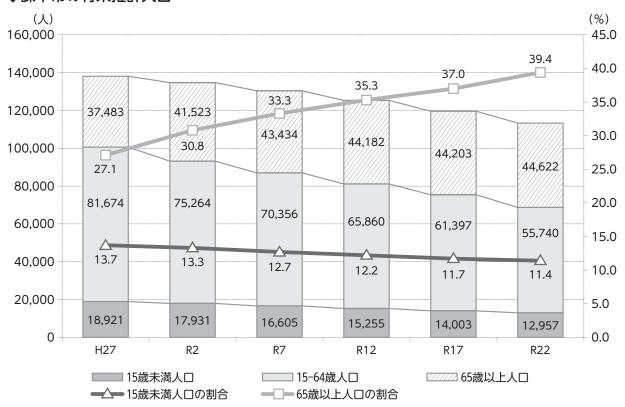
出典:住民基本台帳(各年10月1日現在)、要援護者登録者数:諫早市(令和3年7月1日現在)

# [9] 将来推計人口

本市の人口は引き続き減少する傾向にあることが見込まれており、令和22 (2040) 年には、113,319人になることが予測されています。

また、年代別でみると、高齢者人口(65歳以上)の増加は続きますが、年少人口(15歳未満)生産年齢人口(15-64歳)は減少傾向となることが推察されます。

#### ◆諫早市の将来推計人口



(単位:人、%)

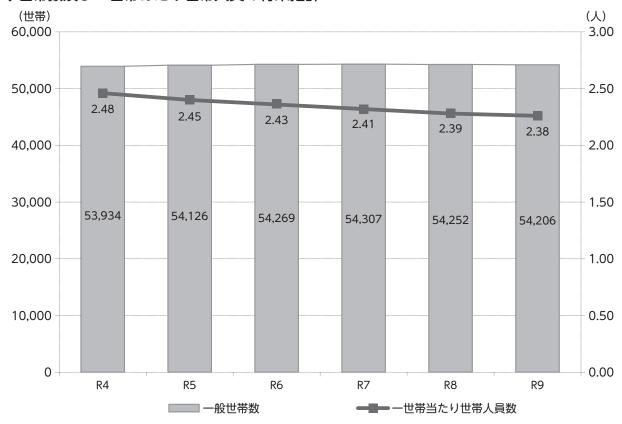
	区分	H27	R2	R7	R12	R17	R22
/		138,078	134,718	130,395	125,297	119,603	113,319
	15歳未満人口	18,921	17,931	16,605	15,255	14,003	12,957
	15-64歳人口	81,674	75,264	70,356	65,860	61,397	55,740
	65歳以上人口	37,483	41,523	43,434	44,182	44,203	44,622
1	5歳未満人口の割合	13.7	13.3	12.7	12.2	11.7	11.4
6	5歳以上人□の割合	27.1	30.8	33.3	35.3	37.0	39.4

出典:国勢調査(平成27年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」(令和2年~令和22年)

# [10] 世帯数及び一世帯あたり世帯人員の将来推計

一般世帯数については横ばいで推移しますが、一世帯あたりの世帯人員数は、人口減少 に伴い、徐々に減少していくと予測されています。

#### ◆世帯数及び一世帯あたり世帯人員の将来推計



(単位:世帯、人)

区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9
一般世帯数	53,934	54,126	54,269	54,307	54,252	54,206
一世帯当たり世帯人員数	2.48	2.45	2.43	2.41	2.39	2.38

出典:住民基本台帳(平成29年から令和3年)よりコーホート変化率法を用いて推計人口を算出し、 国勢調査(令和2年)をもとに世帯推移率法にて算出

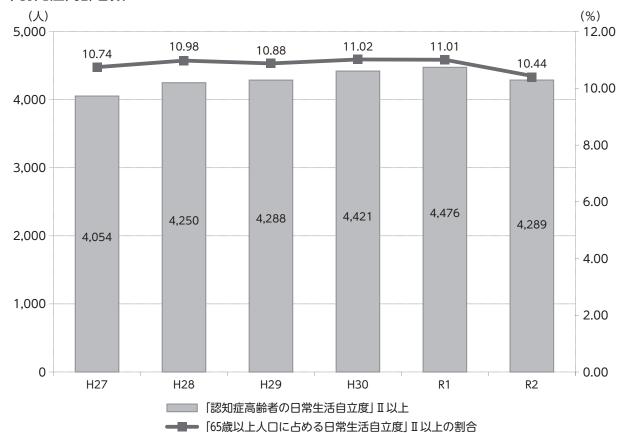
# [11] 成年後見制度に関連する現状

#### ① 認知症高齢者数

成年後見制度の利用開始の原因としては、認知症が全体の6割強を占めています。(令和2年全国結果、最高裁判所事務総局家庭局資料)

本市の認知症高齢者(65歳以上で「認知症高齢者の日常生活自立度\*」 II 以上の人)数は、平成28年度から4,000人台前半の増加傾向で推移しており、令和2年度における認知症高齢者は、4,289人、65歳以上人口に占める認知症高齢者の割合は、10.4%となっています。

#### ◆認知症高齢者数



(単位:人、%)

(+6.5/1						
区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2
65歳以上人口	37,742	38,719	39,394	40,122	40,656	41,087
「認知症高齢者の日常生活自立度」 II 以上	4,054	4,250	4,288	4,421	4,476	4,289
「65歳以上人口に占める日常生活自 立度」II 以上の割合	10.7	11.0	10.9	11.0	11.0	10.4

出典:諫早市保有データ

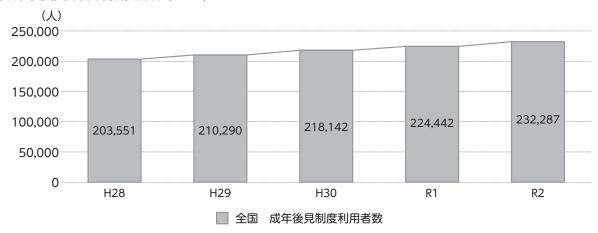
時点:要介護認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度 II 以上(各年度3月31日現在)、65歳以上人口(翌年度4月1日現在)

### ② 成年後見制度の利用者数

全国における成年後見制度の各事件類型における利用者数は、いずれも増加傾向にあり、令和2年12月末で232,287人となっています。

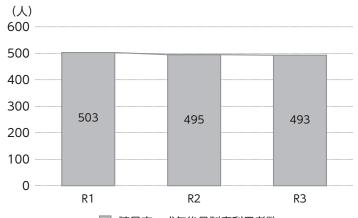
また、本市における成年後見制度利用者数は、令和元年から令和3年にかけて、500件前後と横ばいで推移しています。なお、長崎県における成年後見制度利用者数は、令和3年10月現在2,376件となっており、やや増加傾向で推移しています。

#### ◆成年後見制度利用者数(全国)



出典:最高裁判所事務総局家庭局資料より作成(各年度12月末日現在)

# ◆成年後見制度利用者数(諫早市・長崎県)



■ 諫早市 成年後見制度利用者数

(単位:件)

区分	•	R1	R2	R3
諫早市 成年後見		456	443	437
諫早市 保佐		38	42	43
諫早市 補助		5	7	11
諫早市 任意後見		4	3	2
諫早市 合計利用者	<b></b> <b>對</b>	503	495	493
長崎県 合計利用	<b></b>	2,240	2,310	2,376

出典:長崎県保有データ(各年度10月1日現在)

## [12] 再犯防止推進に関連する現状

#### ① 長崎県の現状

刑法犯認知件数は、平成15年以降減少傾向で推移しており、令和元年には3,394件となっています。一方で、再犯者率(刑法犯検挙者に占める再犯者の割合)は、5割前後で推移し微増傾向にあります。また、犯罪時に長崎県に居住していた新受刑者に占める犯罪時無職の者の割合は令和元年で75.8%、65歳以上の者の割合は16.5%と、いずれも全国に比べて高くなっています。

保護司\*定数は890名で、充足率は全国と同様に年々低下しており、令和2年で89.6%となっています。

協力雇用主\*数は近年増加傾向にあり、令和元年10月1日現在165社となっています。また、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は16社で、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等は23人となっています。(出典:長崎県再犯防止推進計画・令和3年策定)

#### ② 諫早市の現状

本市の刑法犯認知件数も減少傾向で推移しており、令和元年で278件となっています。また、協力雇用数は、資料がある平成30年以降の実績をみると、20件台で推移しており、令和2年で22事業所です。そのうち、実際に雇用している協力雇用主は、1年あたり4~5事業所となっています。

# ◆刑法犯認知件数 (単位:件)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
諫早市 刑法犯認知件数	527	489	424	355	278

出典:長崎県警ホームページ

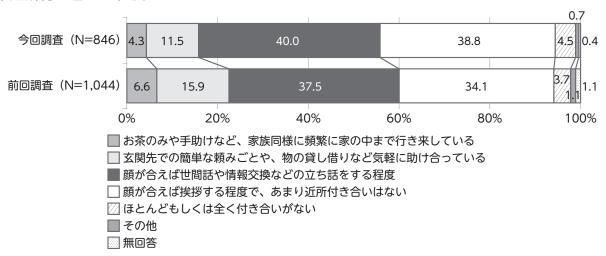
# 2 地域福祉に関するアンケート調査結果からみえる現状

## 「1] 市民アンケート調査結果について

#### ① 近所付き合いの程度

「顔が合えば世間話や情報交換などの立ち話をする程度」(40.0%)の割合が最も高く、「顔が合えば挨拶する程度で、あまり近所付き合いはない」(38.8%)などの順で続いています。前回調査(平成28年1~2月実施、1,044人回収、回収率34.8%、以下同様。)と比較すると、今回調査では「お茶のみや手助けなど、家族同様に頻繁に家の中まで行き来している」、「玄関先での簡単な頼みごとや、物の貸し借りなど気軽に助け合っている」などの近所付き合いを積極的に行っている人の割合が低くなっています。

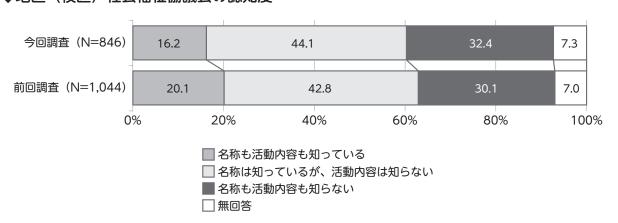
#### ◆近所付き合いの程度



#### ② 地区(校区)社会福祉協議会の認知度

「名称は知っているが、活動内容は知らない」(44.1%)の割合が最も高く、「名称も活動内容も知らない」(32.4%)、「名称も活動内容も知っている」(16.2%)の順で続いています。前回調査と比較すると、今回調査では「名称も活動内容も知っている」の割合が低くなっています。

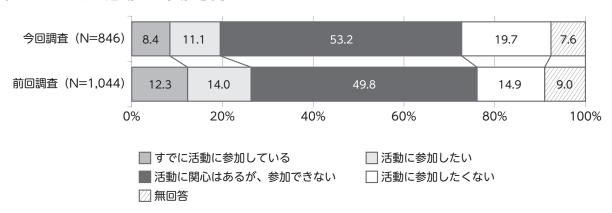
#### ◆地区(校区)社会福祉協議会の認知度



#### ③ ボランティア活動への参加意向

「活動に関心はあるが、参加できない」(53.2%)の割合が最も高く、「活動に参加したくない」(19.7%)、「活動に参加したい」(11.0%)、「すでに活動に参加している」(8.4%)の順で続いています。前回調査と比較すると、「すでに活動に参加している」と「活動に参加したい」をあわせた「ボランティア活動に積極的」な人の割合が低くなっています。

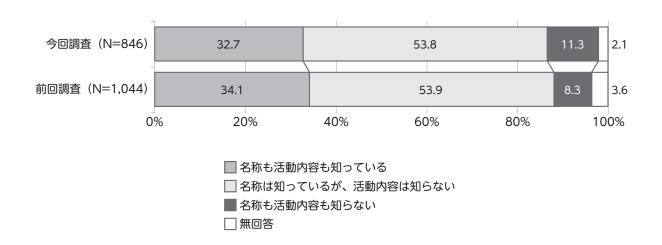
#### ◆ボランティア活動への参加意向



#### ④ 民生委員・児童委員の認知度

「名称は知っているが、活動内容は知らない」(53.8%)の割合が最も高く、「名称も活動内容も知っている」(32.7%)、「名称も活動内容も知らない」(11.3%)と続いています。前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。

#### ◆民生委員・児童委員の認知度

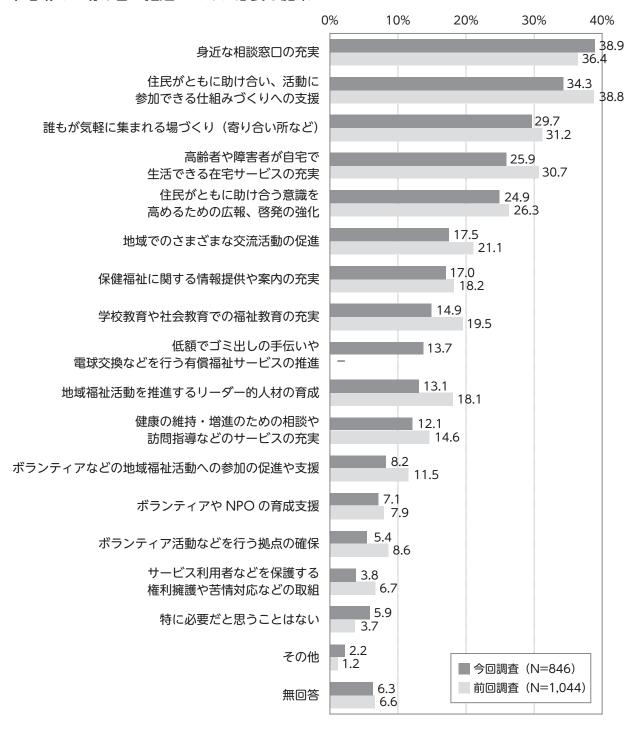


5

#### ⑤ 地域での助け合い推進のために必要な施策

「身近な相談窓口の充実」(38.9%)の割合が最も高く、「住民がともに助け合い、活動に参加できる仕組みづくりへの支援」(34.3%)、「誰もが気軽に集まれる場づくり(寄り合い所など)」(29.7%)、「高齢者や障害者が自宅で生活できる在宅サービスの充実」(25.9%)、「住民がともに助け合う意識を高めるための広報、啓発の強化」(24.9%)などの順で続き、2割を超えています。前回調査と比較すると、今回調査では「身近な相談窓口の充実」の割合がやや高くなっています。

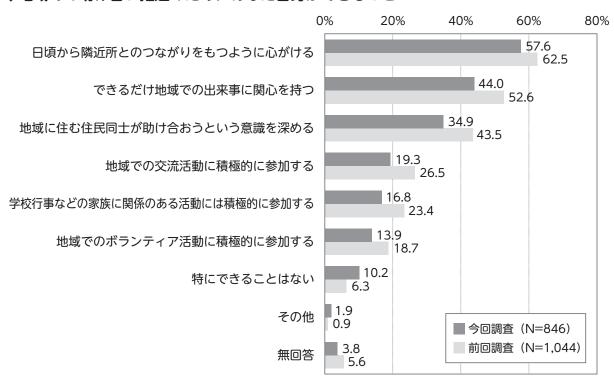
#### ◆地域での助け合い推進のために必要な施策



#### ⑥ 地域での助け合い推進のためにあなた自身ができること

「日頃から隣近所とのつながりをもつように心がける」(57.6%)の割合が最も高く、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」(44.0%)、「地域に住む住民同士が助け合おうという意識を深める」(34.9%)などの順で続いています。前回調査と比較すると、項目の順序は同様の傾向となっていますが、今回調査では「特にできることはない」以外の項目の割合が低くなっています。

#### ◆地域での助け合い推進のためにあなた自身ができること

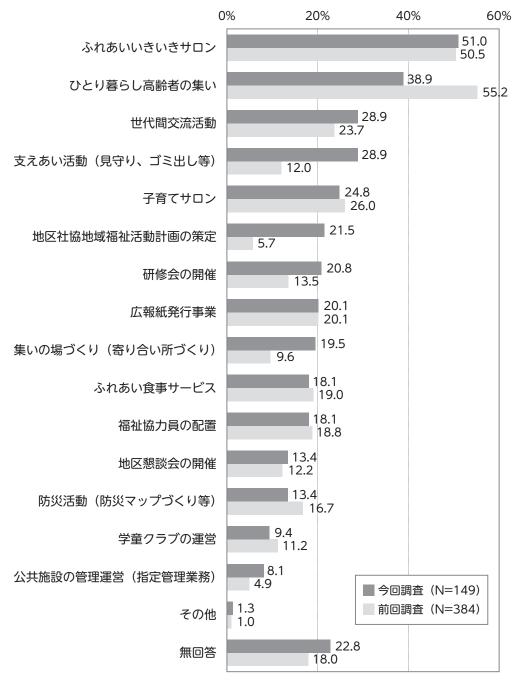


# [2] 地区(校区) 社会福祉協議会関係者アンケート調査結果について

#### ① 現在取り組んでいる活動の中で特に重要と思う活動

「ふれあいいきいきサロン\*」(51.0%)の割合が最も高く、「ひとり暮らし高齢者の集い」(38.9%)、「世代間交流活動」(28.9%)、「支えあい活動(見守り、ゴミ出し等)」(28.9%)などの順で続いています。前回調査と比較すると、「世代間交流活動」、「支えあい活動(見守り、ゴミ出し等)」、「地区社協地域福祉活動計画の策定」、「研修会に開催」、「集いの場づくり(寄り合い所づくり)」などの割合が、今回調査では5ポイント以上高くなっており、重要性が高くなっていることが考えられます。

#### ◆現在取り組んでいる活動の中で特に重要と思う活動

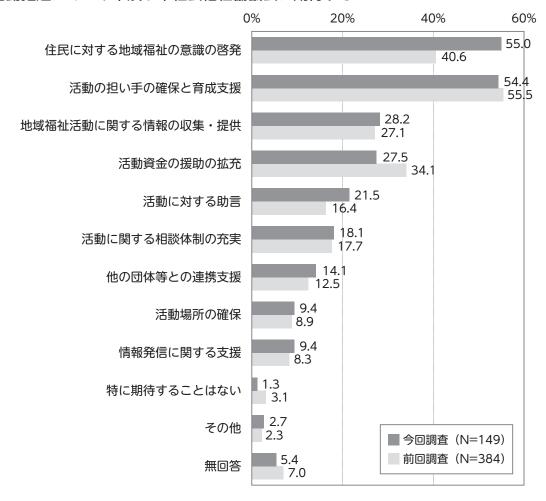


# 第2章 諫早市の地域福祉を取り巻く現状

## ② 今後の活動推進にあたり市及び市社会福祉協議会に期待すること

「住民に対する地域福祉の意識の啓発」(55.0%)、「活動の担い手の確保と育成支援」(54.4%)が上位2項目となっており、次いで「地域福祉活動に関する情報の収集・提供」(28.2%)、「活動資金の援助の拡充」(27.5%)などの順で続いています。前回調査と比較すると、「住民に対する地域福祉の意識の啓発」の割合が14.4ポイント高くなっています。また、「活動の担い手の確保と育成支援」、「地域福祉活動に関する情報の収集・提供」は、前回調査と割合が大きく変わらず、引き続き求められています。

## ◆今後の活動推進にあたり市及び市社会福祉協議会に期待すること

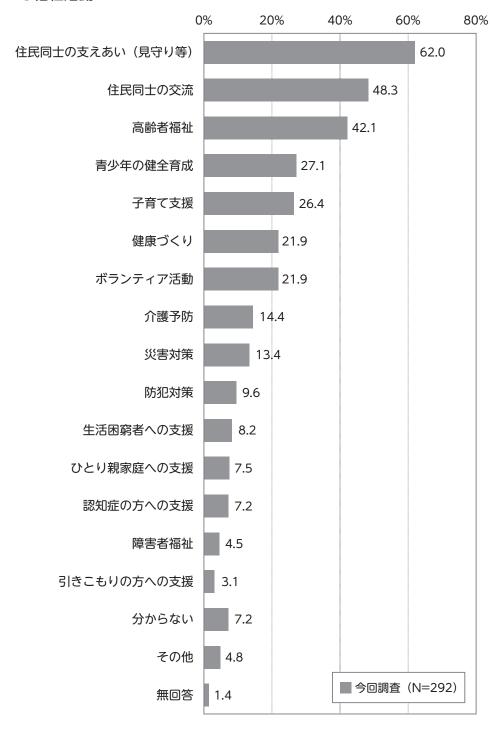


# [3] 民生委員・児童委員アンケート調査結果について

## ① 地域で充実している福祉活動

「住民同士の支えあい(見守り等)」(62.0%)の割合が最も高く6割を占めており、次いで「住民同士の交流|(48.3%)、「高齢者福祉|(42.1%)が4割台で続いています。

# ◆地域で充実している福祉活動

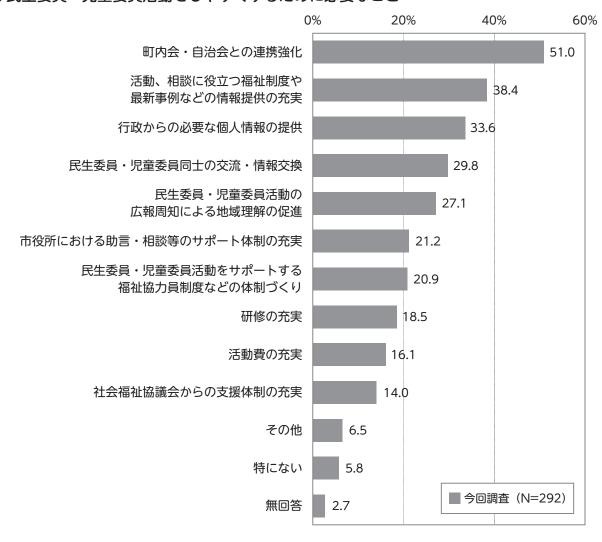


# 第2章 諫早市の地域福祉を取り巻く現状

## ② 民生委員・児童委員活動をしやすくするために必要なこと

「町内会・自治会との連携強化」(51.0%)の割合が最も高く、5割強となっています。次いで、「活動、相談に役立つ福祉制度や最新事例などの情報提供の充実」(38.4%)、「行政からの必要な個人情報の提供」(33.6%)、「民生委員・児童委員同士の交流・情報交換」(29.8%)などの順で続いています。

# ◆民生委員・児童委員活動をしやすくするために必要なこと



5

第

# 3 本計画策定に向けた課題

### ○ 支え合いの基盤づくり

本市においても人口減少・高齢化の進行とともに、単身世帯や高齢者のみ世帯の増加など生活形態が変化し、家族内の支え合い機能が低下していることが考えられます。また、近所の人との付き合いが薄くなっていることや、地域活動の担い手不足が指摘されており、地域福祉を推進するための基盤が弱くなっています。

このため、本市の人口や世帯の状況等を前提とした生活支援や、地域の関係機関や団体との連携・協働の取り組みを広げることで、地域のつながりの再構築を図り、住民同士の支え合いを支援する基盤整備が必要です。

# ○ 地域福祉意識の啓発

市民のボランティアの参加意向や、地区(校区)社会福祉協議会の認知度等は低下しており、住民の地域福祉への意識・関心の低下が考えられます。地域の特性に応じた課題や、公的な支援だけでは対応が難しい課題を解決するためには、住民が自らの課題であるという認識を持ち、主体的に地域課題と向き合うことが重要です。

地域での支え合いを中心とした住民主体のまちづくりのために、住民への福祉教育の 充実や、地域活動の周知・情報提供等を充実し、地域福祉意識の啓発が必要です。

## ○ 相談・支援体制の充実

近年、社会環境の様々な変化に伴い、生活困窮者や罪を犯した人、判断能力が不十分な人等、複雑化・複合化した課題をもつ人が顕在化し、多様な福祉ニーズへの対応が課題となっています。

地域における支え合い活動を支援するとともに、公的な福祉サービスの継続した提供と、住民一人ひとりの異なるニーズに応えた包括的な相談・支援体制の更なる充実が必要です。

# 第3章 計画の目指す方向性

# 第3章 計画の目指す方向性

# 1 基本理念

第3次計画では、「市民一人ひとりが尊厳を保持し、支え合いながら、安心して暮らすことができるまちづくり」を基本理念として各種取組を推進してきました。

第3次計画策定以降は、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備が求められており、この地域共生社会の推進に関する考え方は、第3次計画の基本理念に通じることから、今後も取組の推進が重要です。また、上位計画である第2次諫早市総合計画において、「地域全体で支え合い助け合う市民総参加のまちづくり」を目指していることを踏まえる必要があります。

このことから本計画の基本理念は、第3次計画の基本理念を踏襲しつつ、地域共生社会の 実現を目指し、今後も住民同士の支え合いによる福祉の更なる推進を進めていくことを明確 に示すために、次のように定めます。

# 基本理念

市民一人ひとりが尊厳を保持し、支え合いながら、 安心して暮らし続けることができるまちづくり ~地域共生社会の実現をめざして~

# 2 基本目標

基本理念に基づく地域福祉の推進を図るため、次の5つの基本目標を定めます。

# 基本目標

- 1. 地域福祉を担う人づくり
- 2. 共に支え合う地域づくり
- 3. 健康でいきいきと暮らせる地域づくり
- 4. 地域福祉を支える仕組みづくり
- 5. 安全・安心に暮らせる地域づくり

第 5 章

# 3 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	取組内容
〜地域共生社会の実現をめざして〜市民一人ひとりが尊厳を保持し、支え合いながら、安心して暮らし続けることができるまちづくり	地域福祉を担う人づくり	人権尊重意識の醸成と地域福祉への理解 促進	<ul><li>人権問題に関する理解促進</li><li>福祉教育の推進</li></ul>
		民生委員・児童委員活動の支援	民生委員・児童委員活動の支援     民生委員・児童委員活動の周知と理解促進
		ボランティア活動等への支援	<ul><li>・諫早市ボランティアセンターへの支援</li><li>・ボランティア団体、NPO 等への活動支援</li></ul>
		担い手の確保	<ul><li>・地域福祉活動の新たな担い手の育成</li><li>・現役を退いた世代の参加促進</li><li>・有償ボランティアの普及推進</li></ul>
	共に支え合う地域づくり	顔の見える関係づくり	<ul><li>あいさつ運動の推進</li></ul>
		地域住民同士の交流の促進	<ul><li>・地域活動の支援</li><li>・世代間交流の促進</li><li>・地域活動に係る情報発信の充実</li></ul>
		地域での「支え合い・助け合い」の促進	・支え合い、助け合い意識の醸成 ・地域ぐるみの子育て支援の推進
		地域における見守りの推進	見守りネットワーク活動の推進     要援護者登録制度の普及促進
		地区 (校区) 社会福祉協議会活動の推進	・地区(校区)社会福祉協議会の活動支援 ・地区(校区)社会福祉協議会活動の周知と理解促進
	健康でいきい きと暮らせる 地域づくり	健康づくりの推進	<ul><li>・健康づくりの推進</li><li>・生活習慣病予防の推進</li><li>・健康診査の受診促進</li><li>・生活習慣の改善</li><li>・心の健康・自殺予防</li></ul>
		地域医療体制の維持・確保	・ 地域医療体制の維持・確保
		生きがいづくりの推進	・高齢者の生きがいづくりの推進 ・障害のある人の社会参加の促進
	地域福祉を支える仕組みづくり	地域で相談・発見・解決できる仕組みづくり	・専門員の適正配置 ・地域で必要な情報提供の充実 ・地域における相談窓口の充実
		各種福祉サービスを利用しやすい環境づ くり	<ul><li>・福祉サービスの充実</li><li>・福祉サービスに係る情報提供の充実</li><li>・福祉サービスに係る相談体制の充実</li><li>・福祉サービスの適正な質の確保</li></ul>
		権利擁護の推進	<ul><li>判断能力が十分でない人の権利擁護の推進 (成年後見制度利用促進基本計画)</li><li>虐待・DV 防止対策の推進</li></ul>
		地域包括ケアシステムの深化・推進	・包括的支援事業の充実     ・認知症施策の推進     ・生活支援・介護予防サービス提供の基盤づくり     ・在宅医療と介護との連携推進     ・住まいの確保
		生活困窮者の自立に向けた支援	・生活困窮者の自立に向けた取組の推進
		地域福祉活動の拠点の場づくり	・既存の施設等を活用した活動拠点の確保     ・集会所等の整備への支援
		関係団体等との連携強化	地域福祉活動団体との連携強化     福祉関係団体との連携強化
		再犯防止の支援 (再犯防止推進計画)	<ul><li>関係機関・団体等との連携強化</li><li>保健医療・福祉サービスの利用促進</li><li>民間の協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進</li></ul>
	安全・安心に 暮らせる地域 づくり	災害に備えた地域づくり	防災意識の向上     災害時における要援護者(避難行動要支援者)の支援体制の充実     災害ボランティアセンターの設置・運営に係る連携体制の構築
		防犯対策の推進	<ul><li>・防犯意識の向上</li><li>・防犯に係る情報提供</li><li>・地域ぐるみの防犯対策</li><li>・消費生活センターの相談体制の充実</li></ul>
		バリアフリーの推進	<ul><li>・バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及啓発</li><li>・ハード・ソフト両面におけるバリアフリーの推進</li></ul>

# 第4章

地域福祉推進のための施策の展開

# 基本目標1 地域福祉を担う人づくり

本市では、まちづくりのすべての基礎は「人づくり」であると考えており、人はまちづくりの核となる重要なものです。

このため、地域で暮らす一人ひとりがその担い手であることを自覚するとともに、人権や福祉に関する理解を深め、不当な差別のない人権尊重と思いやりの気持ちを持つことが大切です。また、民生委員・児童委員やボランティア団体といった既に担い手として活動されている人々への支援とあわせ、新たな担い手の発掘と育成などによる人的資源の確保・充実が必要です。

地域共生社会の実現に向けた基礎を築き、地域福祉活動を継続的に実施するために、地域福祉を担う人づくりを目指します。



# 基本施策1|人権尊重意識の醸成と地域福祉への理解促進

## 【現状と課題】

一人ひとりが能力を発揮し、共に支え合い、すべての人が安全で安心して暮らせる共 牛社会を実現するためには、まずは、住民同士がお互いを理解し、認め合い、個人とし て尊重し合える関係を築くことが必要不可欠です。しかしながら、地域社会においては、 子育て中の人、高齢者、障害のある人など、様々な人々が生活する中で、周囲の理解不 足などにより、社会的に孤立したり、排除されたりしている人がいるのが実情です。

地域の中で多様性を尊重する社会をつくるために、市民一人ひとりが、性別、年齢、 障害の有無、社会的立場などの違いにかかわらず、お互いに尊重し合いながら、ともに 支え合って生きていく意識の醸成が必要です。

## 【施策の方向】

○市民一人ひとりが人権や福祉に関する理解を深め、不当な差別のない、人権尊重と思 いやりのある地域社会づくりを目指します。

## 【取組内容】

### ▶市が取り組むこと

### ①人権問題に関する理解促進

- 小・中学校における人権教育を推進し、子どもたちの人権問題に関する理解促進 に努めます。
- 広く市民に対し、女性、子ども、高齢者、障害のある人などの様々な人権問題に 対する理解促進を図るため、生涯学習やイベントの開催、広報活動といったあら ゆる機会を活用し、啓発活動を推進します。

#### ②福祉教育の推進

- 学校教育や生涯学習といったあらゆる機会を活用した福祉教育の推進を図り、支 え合いや助け合いの意識、思いやりの心の醸成に努めます。
- 高齢者や身体に障害のある人の疑似体験を通じた福祉教育の実施により、地域に おけるノーマライゼーション※の理念の普及に取り組む市社会福祉協議会の活動 を支援します。

- ○イベントや学習会等に積極的に参加し、人権問題や福祉に関する理解を深めましょ う。
- ○普段から人権尊重の意識を持ち、相互理解と思いやりの心を育みましょう。

# 基本施策 2 民生委員・児童委員活動の支援

### 【現状と課題】

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員であり、 社会奉仕の精神のもと、常に住民の立場にたって相談に応じるとともに、必要な援助を 行い、社会福祉の増進に努めるものとされています。また、民生委員は、児童福祉法に 基づき児童委員を兼ねています。

現在(令和3年8月時点)、本市では、311人の民生委員・児童委員や主任児童委員\* が各地域で活動されており、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役として、 見守り活動、相談・支援活動、災害時の対応といった重要な活動を担っています。

しかし、近年は、生活課題の複雑化・複合化や、生活困窮者への対応といった新たな 社会問題の発生などに伴い、民生委員・児童委員の活動量は増大しており、民生委員・ 児童委員アンケート調査をみると、民生委員・児童委員の活動を「負担を感じている」 人(53.1%)は、半数を占めています。

また、地域福祉に関する市民アンケート調査における民生委員・児童委員の「名称も活動内容も知っている」人(32.1%)は、5年前の調査結果から大きな変化はなく、依然として民生委員・児童委員の認知度は低い状況です。民生委員・児童委員活動の円滑な実施の観点からも、引き続き、認知度の向上に取組むことが重要です。

## 【施策の方向】

- ○民生委員・児童委員の負担を軽減し、地域住民に寄り添った、よりきめ細かな活動が 行えるよう、活動に対する総合的な支援を行います。
- ○民生委員·児童委員について多くの人に理解を深めてもらえるよう、その役割や意義、 活動内容などに関する周知を図ります。

#### 【取組内容】

#### ▶市が取り組むこと

- ①民生委員・児童委員活動の支援
  - 諫早市民生委員児童委員協議会連合会や各地区民生委員児童委員協議会が開催する定例会に関係職員が出席し、民生委員・児童委員が把握している地域の問題や 課題を市も共有することにより、連携、協働して解決を図るなど、活動しやすい 環境づくりに努めます。
  - 地域の身近な相談役として、住民からの相談に適切に対応し、早期の支援につなげていくため、民生委員・児童委員の研修の充実を図ります。

#### ②民生委員・児童委員活動の周知と理解促進

• 様々な媒体や機会を活用し、民生委員・児童委員の役割や意義、活動内容などに 関する周知を行い、市民の理解促進を図ります。

5

### ▶地域でできること

- ○民生委員・児童委員について理解を深めるとともに、その活動に協力を求められた 場合は積極的に協力しましょう。
- ○お住まいの地区を担当している民生委員・児童委員を把握しておきましょう。
- ○民生委員・児童委員や主任児童委員になって、地域のために活動しましょう。

# ~民生委員・児童委員及び主任児童委員とは~

◆民生委員・児童委員とは、地域住民の立場にたって地域の福祉を担うボランティ アです。

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公 務員です。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。給与の 支給はなく、ボランティアとして活動しているもので、任期は3年です(再任が可)。 人格識見高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある人など民生委 員法に規定された要件を満たす人が、市町村に設置された民生委員推薦会によって 都道府県知事に推薦され、都道府県知事は都道府県に設置された地方社会福祉審議 会に意見を聴いた後に厚生労働大臣に推薦、厚生労働大臣が委嘱します。

◆民生委員・児童委員は、地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、専門機関 へのつなぎ役です。

自らも地域住民の一員として、担当の区域において高齢者や障害のある方の安否 確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行なっています。医療や介護の悩み、 妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな 相談に応じます。

相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関とのつなぎ役 になります。民生委員・児童委員には法に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密 は守られます。

◆主任児童委員とは、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・ 児童委員です。

主任児童委員は、子育てを社会全体で支える「健やかに子どもを産み育てる環境 づくり」を進めるために、平成6年1月に制度化されました。子どもや子育てに関 する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、全国で約2万1千人が活動して います。主任児童委員は、それぞれの市町村にあって担当区域をもたず、区域担当 の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り 組んでいます。

出典:「あなたのまちの民生委員・児童委員(全国民生委員児童委員連合会)」から抜粋

# 基本施策3)ボランティア活動等への支援

### 【現状と課題】

現在、本市では、ボランティア団体やNPOなどが、子育て支援、高齢者支援、障害者支援をはじめとする様々な活動を実施しています。

市社会福祉協議会では、このような活動に関する相談、活動先の照会、担い手育成などを行う「諫早市ボランティアセンター」を設置し、活動をサポートしています。また、ボランティア団体やNPO等が集まった諫早市ボランティア連絡協議会が組織され、団体間による情報交換や連携などを通じて、活動の活性化、定着化に向けた取組が推進されています。ボランティア団体やNPO等による活動は、公的なサービスでは対応が難しい生活課題に対し、多様なサービスを柔軟に提供することが可能であることから、地域福祉推進の大きな力になるものと期待されています。このため、各種団体がそれぞれの特徴を活かしながら、活動の更なる展開を図ることができるよう支援していく必要があります。

## 【施策の方向】

- ○市社会福祉協議会が設置している「諫早市ボランティアセンター」の支援を行います。
- ○ボランティア団体や NPO等による活動が、安定的・継続的に展開されるよう支援を 行います。

## 【取組内容】

#### ▶市が取り組むこと

- ①諫早市ボランティアセンターへの支援
  - 諫早市ボランティアセンターが担っているコーディネート業務、相談業務、啓発 活動、福祉教育活動といった活動を支援し、更なる機能強化を図ります。
- ②ボランティア団体、NPO等への活動支援
  - 各種活動が安定的・継続的に展開されるよう、諫早市ボランティアセンターに登録している団体や個人の活動を支援するとともに、諫早市ボランティア連絡協議会の活動を支援します。
  - 他の模範となるきめ細やかで実践的なボランティア活動を行う者を表彰し、本市 におけるボランティア活動の振興を図ります。

- ○ボランティア活動に関心を持ち、自分にできることがないか考えてみましょう。
- ○ボランティア活動に参加したい場合、又はボランティアによる支援を受けたい場合 は、諫早市ボランティアセンターに相談してみましょう。

# 諫早市ボランティアセンター

市社会福祉協議会では、市民のボランティア活動への参加を促進し、ボランティア の振興を図るため、「諫早市ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動に関 する相談受付、情報提供などの支援を行っています。

# ◆ボランティア活動を始めたい !!

気軽にボランティア活動に参加できるよう、個人でできる活動や、仲間と一緒に 参加する活動など、さまざまなボランティア活動を紹介しています。

また、実際に活動しているボランティア団体の紹介も行っています。

## ◆ボランティアを募集したい!!

ボランティアの協力要請があった場合は、ボランティア団体や市民に対し活動内 容の紹介を行い、協力者を募集します。

## ◆ボランティアについてもっと知りたい!!

市社会福祉協議会の広報紙やホームページ、諫早市ボランティアセンター内の掲 示板において、講座の開催案内などのボランティアに関する情報提供を行っていま す。

【所 在 地】諫早市新道町948(諫早市社会福祉会館内)

【電話番号】24-5100

諫早市社会福祉協議会ホームページ



# 基本施策4 担い手の確保

### 【現状と課題】

近年の少子高齢化・人口減少、核家族化の進行、価値観の多様化、ライフスタイルの変化などにより、地域住民主体による地域福祉活動の必要性や、その果たす役割は益々大きくなっており、その担い手となる人材の確保が課題となっています。

しかしながら、地域福祉に関する市民アンケート調査結果をみると、ボランティア活動に積極的な人(「すでに活動に参加」(8.4%) + 「活動に参加したい」(11.1%))はおよそ2割と、5年前の調査結果よりも低く、状況は深刻化しています。

仕事や子育で等で時間にゆとりがある方が少なくなっていることから、定年退職等で現役を退いた世代の人々の持つ豊富な経験や知識は、地域の貴重な資源であり、特にこのような人々が担い手となることは、地域における各種活動の活性化につながるものと考えられます。

引き続き、積極的な情報提供や気軽にボランティア活動を体験できる機会の提供などを通じてボランティア活動に関心を持ってもらい、参加を促す必要があります。

### 【施策の方向】

○ボランティア活動等に関する情報提供の充実や、ボランティアの養成講座の開催など に取り組み、新たな担い手の発掘、育成に加え、活動のリーダーとなる人材の育成に 努めます。

#### 【取組内容】

#### ▶市が取り組むこと

#### ①地域福祉活動の新たな担い手の育成

- 講座の開催などを通じて、子育て家庭、高齢者、障害のある人への支援活動を行うボランティアの育成を行うとともに、その活動を支援します。
- まちづくり協定を締結している大学や、地方創生に関する連携協定を締結している金融機関と連携し、それぞれの持つ専門性を活かしながら、活動の担い手やリーダーとなる人材の育成などに努めます。
- 「諫早市ボランティアセンター」を設置・運営している市社会福祉協議会と連携 し、ボランティア活動に関する情報提供の充実を図るとともに、ボランティア活 動を体験できる機会の提供などに努めます。
- 民生委員・児童委員の活動に協力したり、地域活動のリーダー的役割を担う「福祉協力員」の設置を推進します。

# ②現役を退いた世代の参加促進

• 定年退職等で現役を退いた世代の人々に対する交流の機会の提供や、ボランティア活動等に関する意識啓発を図り、活動への参加を促します。

第 3 章

第 5

## ③有償ボランティアの普及推進

• 市民主体による地域福祉活動が継続的かつ安定的に展開されるよう、有償ボラン ティアの普及推進に努めます。

- ○ボランティア活動に関心を持ち、ボランティア養成講座等に積極的に参加してみま しょう。
- ○必要に応じて福祉協力員の設置を推進しましょう。
- ○定年退職等で現役を退いた人で時間に余裕のある人は、これまでに培われてきた知 識や経験などを地域に還元できないか考えてみましょう。

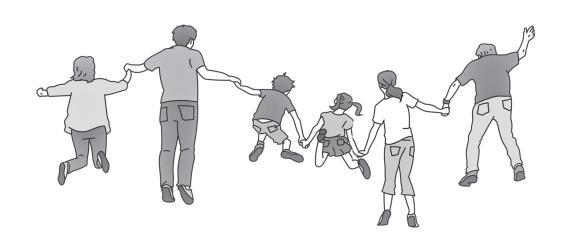


# 基本目標2 共に支え合う地域づくり

複雑化・複合化する生活課題に対応するためには、地域住民や地域で活動する団体等による支え合い、助け合いの果たす役割が大きく、ご近所等、身近な地域での顔の見える関係づくりが大切です。

このため、住民同士の新たなつながりを生み出すきっかけづくりや、地域住民と関係団体 等が協力し合い、地域全体で支え合う関係の構築に取り組むことが重要になっています。

「支える側」、「支えられる側」というこれまでの関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、助け合いながら暮らしていくことができる、共に支え合う地域づくりを目指します。



3章

# 基本施策1 顔の見える関係づくり

## 【現状と課題】

地域での支え合いや助け合いは、日頃からの近所付き合いや地域住民同士のつながりの上に成り立つものです。

しかし、地域福祉に関する市民アンケート調査結果をみると、「お茶のみや手助けなど、家族同様に頻繁に家の中まで行き来している」人や、「玄関先での簡単な頼みごとや、物の貸し借りなど気軽に助け合っている」人など、近所の人と積極的な付き合いをしている人は6、7人に1人で、5年前の調査結果よりも少なくなっており、地域での支え合いの意識が低くなっていることがうかがえます。

まずは、住民同士で日常的にあいさつをしたり、言葉を交わしたりすることを通じて 信頼関係を築くために、顔の見える関係を築くことが大切です。

## 【施策の方向】

○普段からお互いにあいさつをしたり、声を掛け合うなど、人と人とのつながりのある 地域づくりを目指します。

## 【取組内容】

- ▶市が取り組むこと
  - ①あいさつ運動の推進
    - 「いさはや運動\*」や「ココロねっこ運動\*」といった子どもたちの健全育成活動などを通じて、世代を超えた地域ぐるみのあいさつ運動を推進します。

- ○回覧板や配布物などは、なるべく手渡しするようにしましょう。
- ○近所の人へのあいさつや声掛け、世間話などを通じて、お互いに顔見知りになりましょう。

# 基本施策2 地域住民同士の交流の促進

## 【現状と課題】

私たちの生活する地域には、自治会、健全育成会、婦人会、老人クラブ、地区(校区) 社会福祉協議会など、様々な住民組織が地域に根ざした活動を展開しています。特に、 町内会・自治会は、住民に身近な地域団体として、住みやすいまちづくりのための様々 な活動を積極的に行っています。

このような地域活動に住民一人ひとりが積極的に参加するなど、隣近所の住民や住民 組織との交流を深めることを通じて、住民が他の住民の抱えている課題に気づくことも あり、地域の場での人と人とのつながりから相談につながることも考えられます。

地域住民が協力しながら地域づくりを進めるために、世代を超えた地域住民同士のふれあう機会を増やすことや、若年層や子どもたちの地域活動に参加しやすい環境づくりを行うことが必要です。

## 【施策の方向】

○住民主体による地域活動の支援や、活動に関する情報発信などを通じて住民の参加を 促進し、住民同士の交流を深めます。

### 【取組内容】

#### ▶市が取り組むこと

## ①地域活動の支援

- 自治会への加入促進を図るとともに、自治会活動を支援し、住民の自治意識と地域の連帯感の向上を図ります。
- 地域住民が実施する、祭り、スポーツ行事、伝統文化の保存継承事業などの活動を支援し、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
- 青少年健全育成会、健全育成会、婦人会、老人クラブといった住民組織や、公民 館で活動する自主学習グループなどによる地域活動を支援します。

#### ②世代間交流の促進

• 学校教育活動、公民館活動、地域子ども教室※の場などを活用し、地域における世代間交流を促進します。

#### ③地域活動に係る情報発信の充実

• 地域活動への関心を高め、参加の促進を図るため、地域で行われている各種活動 の情報発信の充実に努めます。

第 3 章

- ○自治会に加入しましょう。
- ○地域で行われている行事などに積極的に参加し、地域の人々との交流を深めましょ う。
- ○行事等を行う団体は、より多くの人に参加してもらえるよう、初めての人でも参加 しやすい雰囲気作りに努めましょう。
- ○地域の行事やイベントの活動内容を広く広報しましょう。



# 基本施策3 地域での「支え合い・助け合い」の促進

## 【現状と課題】

地域の福祉ニーズが多様化しているなか、地域住民による「支え合い・助け合い」は、 地域の孤立や孤独をなくし、偏見や差別のない地域共生社会を実現するために重要です。 しかし、人口の減少・高齢化が進行し、単独世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症 の人の増加が想定されています。さらに、地域の人間関係の希薄化やコミュニティ機能 の低下が懸念され、地域における日常的な支え合いや助け合いの必要性はますます大き なものとなっています。

市民アンケート調査結果をみると、近所の人に、災害時の手助けや、日頃の見守りや 声かけ、外出の手助けなどの協力を求めたいとの回答があった一方で、手助けできるこ との回答数は手助けして欲しいことの回答数を上回っており、地域住民による助け合い で解決できる生活課題があることが考えられます。

地域において、あらゆる世代の住民がつながり、相互に支え合う取組を推進することは、地域住民一人ひとりが、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることに繋がります。地域の課題を自分自身の課題として捉え、地域全体で解決に取り組む意識づくりが必要です。

### 【施策の方向】

○地域住民同士が日常的に支え合い、助け合える関係の構築を目指します。

#### 【取組内容】

#### ▶市が取り組むこと

- ①支え合い、助け合い意識の醸成
  - 様々な機会を活用しながら、地域における支え合い、助け合いの必要性について 啓発を図るとともに、地域でできる活動等に関する情報提供を行い、支え合い、 助け合い意識の醸成を図ります。

#### ②地域ぐるみの子育て支援の推進

• 子育ての援助を受けたい人、子育てを支援したい人がともに会員登録し、市民の相互援助活動により子育て支援を実施する「ファミリー・サポート・センター事業」の取組を推進するとともに、通学合宿など、地域主体により実施される子どもの体験活動の支援などを通じて、地域ぐるみの子育て支援の充実を図ります。

#### ▶地域でできること

○地域での出来事や課題に関心を持ちましょう。

5

# 基本施策4 地域における見守りの推進

### 【現状と課題】

一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯などは生活課題を抱え込みやすく、社会的な孤立 状態に陥ったり、災害が発生した際に、避難に支援が必要となることも想定されます。 このような人々を事前に把握し、いざというときに迅速かつ適切な支援につなげていく ためには、地域における日頃からの見守り活動が重要となっています。

地域においては、何らかの支援が必要な人(要援護者)を対象とした見守りネットワーク活動が、市社会福祉協議会と地区(校区)社会福祉協議会との連携により実施されており、民生委員・児童委員、近隣住民などによる見守りネットワーク協力員、さらには、訪問や配達、集金などを行う事業所の協力も得て、日常的な見守りや安否確認とともに、買い物やごみ出しなどの在宅生活の支援も行われています。

本市においては、平成19年に災害時要援護者登録制度の取組を始め、平成21年度からは、この制度を、災害時の支援だけでなく、高齢者等の日頃の見守り活動にも活用するため、要援護者登録制度として拡充し実施しています。この要援護者登録制度については、登録の際、要援護者に係る見守りネットワーク協力員も把握するなど、見守りネットワーク活動と連動した取組とすることで、地域における見守り体制の充実を図っているところです。また、要援護者登録制度における登録者の情報は、本人の承諾のもと、担当の民生委員・児童委員をはじめ、市社会福祉協議会、諫早消防署、諫早警察署、自治会連合会、市消防団等に対し提供し、情報共有を図ることで、日常のみならず、緊急時や災害時などにおいて迅速に支援するためのネットワークの構築を図っています。

### 【施策の方向】

○見守りネットワーク活動の更なる推進と要援護者登録制度の普及促進を図り、地域に おける見守り体制の充実を図ります。

#### 【取組内容】

#### ▶市が取り組むこと

- ①見守りネットワーク活動の推進
  - 見守りネットワーク活動の推進を支援するため、地域包括ケアシステムの深化・ 推進に向けた取組の一環として、関係機関、関係団体などの協力を得ながら、より効果的な見守り体制の在り方について調査、研究を行います。
  - 見守りネットワーク活動の周知を図るなど、地域ぐるみの活動として更なる充実 を図ります。

#### ②要援護者登録制度の普及促進

• 要援護者登録制度の周知を図るとともに、要援護者の確実な把握に努め、登録の 促進を図ります。

#### ▶地域でできること

- ○回覧板や地域での配布物は、できるだけ手渡ししましょう。
- ○近所の人や友人・知人に要援護者登録が必要と思われる人がいる場合は、民生委員・児童委員に情報提供を行うとともに、日常的な見守りを行いましょう。

# ~要援護者とは~

生活の基盤が自宅にある人のうち、以下のいずれかの要件に該当する人であって、 災害時に災害情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難で、第三者 の支援を要する人をいいます。

- ・一人暮らしの高齢者
- ・高齢者のみの世帯の高齢者
- ・昼間高齢者のみの世帯の高齢者
- ・身体に障害のある人(身体障害者手帳1・2・3級)
- ・知的障害のある人 (療育手帳 A 1 · A 2)
- ・精神障害のある人 (精神障害者保健福祉手帳1・2級)
- ・介護保険の要支援及び要介護認定者
- ・その他、災害時に災害情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困 難で、第三者の支援を必要とする人

第

# 基本施策5 地区(校区)社会福祉協議会活動の推進

## 【現状と課題】

地区(校区)社会福祉協議会は、概ね小学校区を単位とした小地域において、住民同士の支え合い、助け合いにより福祉の向上及び増進を図ることを目的に、その地域の自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、福祉団体、学校、福祉施設、老人会、婦人会、健全育成会、その他の関係団体で構成された住民主体の団体です。

現在、市内20全ての小地域に、地区(校区)社会福祉協議会が組織されています。また、それぞれの地区(校区)社会福祉協議会では、ふれあいいきいきサロンや子育てサロンの開催、世代間交流事業やふれあい食事サービス、ひとり暮らし高齢者の集いの実施など、地域で生じている生活課題や福祉ニーズに応じ、地域住民に寄り添った活動が年間を通して実施されています。

一方、地区(校区)社会福祉協議会の方々を対象としたアンケート調査結果をみると、活動にあたっての問題点として、活動メンバーの高齢化や固定化など担い手が不足しており、活動基盤の弱体化が懸念されます。また、地域福祉に関する市民アンケート調査での、区(校区)社会福祉協議会の認知度は、「名称も活動内容も知っている」(16.2%)人は2割弱と5年前の調査結果よりも低くなり、認知度の向上が課題となっています。

地区(校区)社会福祉協議会の活動は、地域福祉の推進を図る上での原動力となるものであり、今後の活動に大きな期待が寄せられています。この原動力を安定的、継続的なものとしていくため、市社会福祉協議会と連携しながら、活動を支援していく必要があります。

# 【施策の方向】

- ○各地区(校区)社会福祉協議会の活動を支援し、住民主体による地域福祉活動の更な る推進を図ります。
- ○地区 (校区) 社会福祉協議会活動の意義や内容などに関する広報や啓発活動を通じて、 地域住民の理解と活動への参加促進を図ります。

#### 【取組内容】

#### ▶市が取り組むこと

- ①地区(校区)社会福祉協議会の活動支援
  - 市社会福祉協議会を通じて、地区(校区)社会福祉協議会が実施する各種の活動 や運営を支援し、活動の活性化を図ります。
  - 市社会福祉協議会と地区(校区)社会福祉協議会との協議、情報交換の場として 定期的に開催される地区社協会長会などを活用し、地区(校区)社会福祉協議会 に対し、地域福祉推進に係る情報提供を図ります。
  - 福祉協力員制度の普及に努め、地区(校区)社会福祉協議会の組織強化に努めます。

# ②地区(校区)社会福祉協議会活動の周知と理解促進

• 市社会福祉協議会と連携し、広報誌など様々な手段を活用することにより、地区 (校区) 社会福祉協議会活動の意義や内容などに関する周知を図り、市民の理解 促進を図るとともに、活動の新たな担い手としての活動参加を促します。

- ○お住まいの地域の地区(校区)社会福祉協議会が発行する広報紙などを通じて、活動に関する情報把握を行うとともに、活動に関心を持ちましょう。
- ○自分ができそうな活動を見つけ、活動に参加してみましょう。

# 基本目標3 健康でいきいきと暮らせる地域づくり

心身ともに健康であることは、誰もが望むことであり、豊かな生活の基礎となるものです。 また、地域住民の一人ひとりが健康であることは、地域全体にとっても活力の向上につながり、地域福祉を推進する上でも重要な要素です。

市民一人ひとりが生涯にわたり心身ともに健やかに暮らせるよう、健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進や医療の確保、生きがいづくりに取り組み、健康でいきいきと暮らせる地域づくりを目指します。



# 基本施策1 健康づくりの推進

### 【現状と課題】

人口の減少や高齢化の進展、生活習慣の変化により、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の増加が課題となっています。本市においても、主要な死亡原因であるがんや脳血管疾患、心疾患、また、重大な合併症を引き起こすおそれのある糖尿病の予防対策は重要な課題です。

本市では市民総ぐるみの健康づくり運動を推進するため、健康いさはや21 (諫早市健康増進計画)、諫早市食育推進計画、自殺対策計画等を策定し、各種取組を推進しています。

生涯を通して心身の健康を保ち、地域の中で自立して自分らしくいきいきと暮らしていくためには、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、地域全体で健康づくりを支援していくことが必要です。

## 【施策の方向】

○健康づくりに関する啓発活動を通じて、市民の健康づくりへの意識や関心を高めると ともに、主体的な健康づくりを支援します。

# 【取組内容】

#### ▶市が取り組むこと

#### ①健康づくりの推進

- イベント、教育活動、広報活動などを通じ、健康増進に係る知識と技術に関する 普及啓発に取り組みます。
- 健康づくり推進協議会\*、食生活改善推進協議会\*、運動普及推進員協議会\*などの関係団体と連携し、市民の主体的な健康づくりを推進します。
- 食育に関する普及啓発を図るとともに、家庭、地域、関係団体、関係機関などとの連携により食育に関する取り組みを推進し、市民一人ひとりの健康増進を目指します。

#### ②生活習慣病予防の推進

- 特定健康診査やがん検診等の受診向上とがんと関連のあるリスク要因など、がん 予防についての普及啓発を図ります。
- 特定健診を受診した人への保健指導や、医療機関及び関係団体との連携による健康相談、訪問指導、健康教育などを通じて、生活習慣病の発症予防と重症化予防を図ります。

#### ③健康診査の受診促進

• がん検診をはじめとする各種健診事業を市民に勧奨することにより、疾病の早期 発見、早期治療に努め、健康増進を図ります。

#### ④生活習慣の改善

- 栄養・食生活の改善、身体活動・運動・休養の改善、適正な飲酒・喫煙習慣の改 善などの取り組みを推進します。
- 歯と□腔に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、ライフステージに応じた取 り組みを推進します。

## ⑤心の健康・自殺予防

ライフステージに応じた心の健康や自殺予防についての普及啓発の推進と、自殺 の危険性の高い人の早期発見と早期対応のための取り組みを推進します。

- ○自身の健康に関心を持ち、バランスのとれた食事や適度な運動などを心がけ、健康 づくりに努めましょう。
- ○各種健診を活用し、疾病の早期発見、早期治療に努めましょう。
- ○自分の健康に関心を持ち、健康に関する意識と知識を高め、生活習慣や食習慣を見 直しましょう。
- ○歯や□腔に関する正しい知識を持ち、いつまでもおいしく食べられる健康な歯・□ 腔を保ちましょう。
- ○悩んでいる人が周囲にいたら、声をかけ、話を聞き、見守り、相談窓□や医療機関 につなげましょう。
- ○心の不調があった時は、早めにかかりつけ医や精神科医を受診しましょう。

# 基本施策2 地域医療体制の維持・確保

### 【現状と課題】

いざというときにすぐに対応してくれる医療機関が近くにあることは、地域で安心して暮らしていく上で心強い存在です。

本市では、諫早医師会が行う在宅当番医制度によって、日曜祝日における初期救急医療\*体制が安定的に確保されており、輪番制病院・協力病院体制により、重症患者に対応する二次救急医療\*が24時間365日体制で確保されています。また、夜間における小児救急患者に対応するため、市、諫早医師会、諫早総合病院による協定のもと、諫早総合病院における「諫早市こども準夜診療センター」の運営や、「子ども医療電話相談」を受け付け、小児初期救急医療の充実を図るなど、地域医療体制の確保に取り組んでいます。

団塊の世代が75歳以上となる2025年には、医療や介護が必要な方が増加すると予想されています。少子高齢化に伴う疾病構造の多様化などに対応しながら、市民に良質かつ適切な医療を効率的に提供できるよう、地域医療体制の維持・確保に取り組む必要があります。

## 【施策の方向】

○医療機関、関係団体等と連携しながら、地域医療体制の維持・確保に努めます。

## 【取組内容】

#### ▶市が取り組むこと

- ①地域医療体制の維持・確保
  - 在宅当番医制や輪番制病院・協力病院体制の運営支援などに取り組み、市民が安心して暮らしていく上で欠くことのできない救急医療体制の維持・確保に努めます。
  - 市、諫早医師会、諫早総合病院の連携による諫早市こども準夜診療センターの運営を通じて、準夜における小児の初期救急医療体制の充実を図ります。

- ○普段の健康管理や日常的な病気の治療のため、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、 かかりつけ薬局を持ちましょう。
- ○真に緊急を要する人のため、救急車は適正に利用しましょう。

# 基本施策3 生きがいづくりの推進

### 【現状と課題】

地域でその人らしくいきいきと暮らしていくためには、身体的な健康のみならず、心 の健康を保つことも重要です。そのために「生きがい」を持ち、誰もが地域での役割を 担って活躍することは、地域共生社会の実現にもつながります。

本市でも65歳以上の高齢者数は約3割と高齢化が進行しており、今後も高齢者数が増 加することが想定されています。高齢者が生きがいを持ち、積極的に社会参加すること は、介護予防や認知症予防、さらには、高齢者の持つ豊富な経験と知識を活かした地域 課題の解決などにもつながります。

また、障害のある人が、その個性や能力を活かしながら、積極的に社会参加し、生き がいを持って自立した生活ができるよう、支援を充実していく必要があります。

## 【施策の方向】

- ○高齢者の社会活動や学習活動への参加支援や働く機会の確保を図り、一人ひとりの個 性に応じた生きがいづくりを推進します。
- ○障害のある人が地域の中で生きがいを持って自立した生活ができるよう、社会参加を 促進します。

## 【取組内容】

## ▶市が取り組むこと

- ①高齢者の生きがいづくりの推進
  - 高齢者による交流の場の提供を図るとともに、生涯学習や生涯スポーツなどの取 組を支援し、生きがいづくりにつなげます。
  - 高齢者の社会参加等を支援するボランティア活動の促進を図ります。
  - ・老人クラブ活動への支援を通じて高齢者の社会参加を促進します。
  - シルバー人材センターの支援などを通じて就労による生きがいづくりを促進しま

## ②障害のある人の社会参加の促進

- 障害のある人が、日常生活の中で社会的に活動でき、交流できる場の確保を推進 します。
- ・障害のある人が、気軽に安心して外出でき、また生活のための情報を取得できる ようバリアフリー化の推進を図ります。
- 障害のある人のスポーツ、芸術、文化活動の普及・振興に取り組み、障害のある 人の社会参加や障害のある人に対する理解を促進します。
- 就労支援サービスの充実や雇用環境の整備に向けた企業啓発の取組を通じて就労 を促進します。

- ○生涯学習や地域活動、就労などを通じて、生きがいづくりに努めましょう。
- ○これまでに培ってきた豊富な知識や経験を地域に還元するなど、生きがいづくりに 生かしましょう。
- ○障害のある人が、住み慣れた地域で、あたたかい支え合いのもと、安心して暮らせるようなしくみづくりにつなげるため、障害や障害のある人に対する理解を深めましょう。

# 基本目標4 地域福祉を支える仕組みづくり

暮らしの中には、専門性の高い支援が必要な場合など、個人や地域では解決が困難な生活課題が多く存在します。このような生活課題を支援し、地域福祉推進に係る環境づくりを担う公助である行政の役割が重要です。

福祉サービスの継続した提供・充実をはじめ、利用者が安心してサービスを利用することができる環境づくりを推進するとともに、このような生活課題を、地域と専門機関等とのネットワークで支え、地域住民による支え合い活動を活性化するために、地域福祉に関わるあらゆる関係団体等との連携を強化していく必要があります。また、誰もが一人の人間として尊重され地域の中でその人らしい生活を送るために、権利擁護の推進に努め、生活困窮者や罪を犯した人など複雑化・複合化した課題を抱えている人に対し包括的な支援が求められています。

個人、地域、行政がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携・協力していくことで、地域福祉活動が推進されます。公助の役割の着実な推進に努め、地域福祉を支える仕組みづくりを目指します。



# 基本施策1 地域で相談・発見・解決できる仕組みづくり

# 【現状と課題】

地域住民が抱える生活課題は、住民同士で容易に解決できるものから、ボランティア 団体、NPO、住民団体などに依頼が必要なもの、行政や専門機関に依頼が必要なもの など多種多様です。

このような生活課題を地域の中で把握するとともに、適切な支援に結び付け、解決を図る仕組みを構築するために、国において法改正が進んでいますが、本市では、市域を6つの階層に分けた地域の枠組みを設定するとともに、健康福祉分野に係る各個別計画において、この枠組みを基本単位とした取組を推進しています。また、福祉事務所や健康福祉センター、地域包括支援センターなどの行政機関を地域の枠組みを考慮して設置し、相談業務や支援業務などを実施するとともに、各地域に民生委員・児童委員、母子保健推進員\*、障害者相談員\*などを配置し、地域で生じる生活課題への対応を図っているところです。

一方、地域福祉に関する市民アンケート調査結果において、多くの市民が困り事や心配事を友人・知人、家族・親戚といった身近な人に相談している一方で、市役所や地域包括支援センターなどの利用は低くなっています。地域においてより適切な対応が図れるよう、市民に対し福祉サービスの内容や相談窓口といった必要な情報の提供を充実させていく必要があります。

# 【施策の方向】

- ○地域で生じる生活課題を地域で相談、対応できるよう、専門員の適正配置や情報提供 の充実などを推進します。
- ○地域における生活課題を的確に把握し、適切な支援につなげるため、市民が気軽に相談できる体制づくりを進めます。

# 【取組内容】

#### ▶市が取り組むこと

- ①専門員の適正配置
  - 地域における生活課題を早期に発見し、適切な支援につなげるため、住民の身近な相談先である民生委員・児童委員、母子保健推進員、障害者相談員などの適正配置に努めます。

#### ②地域で必要な情報提供の充実

• 専門員や地域における相談窓口、各種福祉サービスなどに係る情報提供の充実を 図ります。

## ③地域における相談窓口の充実

- 市民が地域においても専門的な相談が受けられるよう、地域包括支援センターや 地域子育て支援センター\*、地域生活支援拠点などの相談窓口の充実を図ります。
- 専門的な内容に係る相談体制の充実を図るため、保健所、長崎こども・女性・障 害者支援センター、市社会福祉協議会などの関係機関との連携を推進します。

- ○生活課題を抱え込んでいる人を把握した場合は、必要に応じて、民生委員・児童委 員などの専門員に情報提供しましょう。
- ○育児や介護の経験のある人は、地域の中で育児や介護に関する相談に応じてあげま しょう。
- ○地域における相談先として、地域包括支援センターや地域子育て支援センターなど を活用しましょう。

# 基本施策2 各種福祉サービスを利用しやすい環境づくり

### 【現状と課題】

市では、福祉関係の法制度や「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」といった個別計画に基づき、各種福祉サービスを提供するとともに、「健康いさはや21 (諫早市健康増進計画)」により保健サービスの提供を行っています。その一方で、地域における生活課題が複雑化・複合化し、福祉ニーズが多様化するとともに、国においては共生社会実現を踏まえた各福祉分野における制度改革等が進められていることから、このような状況に対応し、よりきめ細やかなサービスを提供していくため、サービス内容の見直しや充実を図っていく必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、従来どおりのサービス提供が難しくなっている部分もあり、新たな生活様式に対応した地域福祉活動等の実施や、関係団体との連携を深め、非常事態に備えて適切な対応が行えるように準備しておくことが重要になっています。

福祉サービスの利用にあたっては、内容が複雑で理解が難しいものも多く、必ずしも利用者のニーズにあったサービスが適切に利用されているとは限らないのが実情です。 そのため、適切なサービスの利用を促すため十分な情報提供や相談体制の充実が必要となっています。

また、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、サービスの質の確保や 苦情への対応に関する取組が必要となっています。平成27年の社会福祉法改正によって、 福祉サービスの担い手である社会福祉法人の改革と、福祉人材の確保促進との一体的に 行うことにより、福祉サービスの供給体制の確保に取り組むことになりました。

このようなことから、サービスを提供する市や事業者は、サービス提供に係る理念を 共有しながら、利用者の視点に立ったサービス提供に関する総合的な取組を推進してい く必要があります。

# 【施策の方向】

- ○高齢者福祉、障害者福祉、子育で支援、健康増進といった各分野におけるサービスの 更なる充実を図ります。
- ○福祉サービスに関する必要な情報を誰もが必要な時に得られるよう、情報提供の充実 を図ります。
- ○利用者がサービスに関する理解を深め、適切なサービスを選択できるよう、相談体制 の充実を図ります。
- ○利用者が安心してサービスを利用できるよう、サービス提供事業者に対し、サービス の適正な質を確保するための取組を促すとともに、利用者からの苦情に対する対応の 充実を図ります。

第

## 【取組内容】

## ▶市が取り組むこと

## ①福祉サービスの充実

• 「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康いさはや21 (諫早市健康増進計画)」に基づき、多様なサービスを計画的に整備するとともに、利用者の視点にたった円滑な提供に努めます。

### ②福祉サービスに係る情報提供の充実

• 利用できる媒体が限られる高齢者や障害のある人に配慮しながら、窓口や各種媒体を活用した効果的な方法により、サービス利用に必要な情報提供の充実を図ります。

## ③福祉サービスに係る相談体制の充実

• 市民に対し福祉サービスの利用に係る適切な助言ができるよう、職員の資質向上に取り組むとともに、関係機関、サービス提供事業者等との連携により相談体制の充実を図ります。

### ④福祉サービスの適正な質の確保

サービス提供事業者に対し、自己評価や第三者評価の実施と公表を促し、利用者の適正な選択につなげるとともに、関係機関、サービス提供事業者等と連携し、利用者からの苦情への迅速な対応に努めます。

- ○福祉サービスに関する情報の把握に努め、利用が必要になった場合は、相談窓□等 も活用しながら、ご自身のニーズにあった適切なサービスの利用に努めましょう。
- ○福祉サービスの提供事業者は、第三者評価等を受けましょう。

# 基本施策3 権利擁護の推進

# 【現状と課題】

誰もが一人の人間として尊重され、地域の中でその人らしい生活を送るために、権利 擁護の推進に努める必要があります。

福祉サービスの利用については、行政がサービス内容等を決定して提供する措置制度から、利用者とサービス提供者との契約による契約制度へと変化し、利用者は、自分にあったサービスを自らの意思で選択し利用できるようになりました。

その一方で、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人は、サービスの内容を正しく理解することなどが難しく、適切なサービスに結びつかなかったり、 詐欺などの被害にあうことも懸念されています。このため、このような人々が安心して 適切にサービスを受けることができるよう支援していくことが求められています。

また、近年は児童、高齢者、障害のある人などへの虐待、配偶者等からのDVが深刻な社会問題となっており、これらの人権侵害を未然に防止するとともに、早期に発見し、迅速に対応できる体制づくりなどが必要となっています。国においては、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、令和3年に障害者差別解消法が改定され、合理的配慮\*の提供が義務化されることや、障害者の権利の実現に向けた施策の取り組みが一層強化されています。

# 【施策の方向】

- ○判断能力が十分でない人の自立した生活を確保するための制度である成年後見制度や日常生活自立支援事業※の利用を促進し、サービス利用者としての権利侵害の防止に努めます。
- ○虐待や暴力による権利侵害を防止し、誰もが尊厳をもって安心して暮らすことのできる地域づくりに努めます。

# 【取組内容】

#### ▶市が取り組むこと

- ①判断能力が十分でない人の権利擁護の推進
  - 成年後見制度利用促進基本計画に基づいた取組みを推進します。(計画の詳しい 内容は、74頁「成年後見制度利用促進基本計画について」で掲載しています。)
  - 市社会福祉協議会が推進する日常生活自立支援事業や成年後見申立相談援助事業\*を支援し、利用促進を図ります。

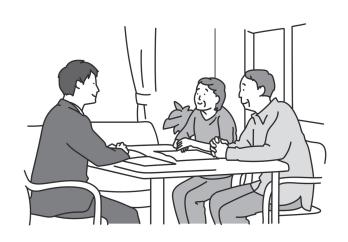
# ②虐待・DV防止対策の推進

- 関係機関との連携により相談窓□の充実をはかり、虐待やDVの未然防止に努めます。
- 地域、県をはじめとする関係機関、関係団体等との連携を強化し、虐待やDVに 関する事例の早期発見・早期対応に努めます。

第 3 章

# ▶地域でできること

- ○成年後見制度や日常生活支援事業などの権利擁護に係る取組について理解を深める とともに、必要に応じて活用しましょう。
- ○虐待やDVが疑わしい場合は、関係機関へ通報や相談するなど、早期発見に協力し ましょう。



# 成年後見制度利用促進基本計画について

# [1] 成年後見制度利用促進基本計画の背景と趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でないことから財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うための重要な手段であるにもかかわらず、これまで十分に利用されていませんでした。このため、平成28年に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行、平成29年に、「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、市町村に対しても、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本市においても、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ため、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく市町村計画として、本計画 に包含し策定します。

# [2] 計画期間

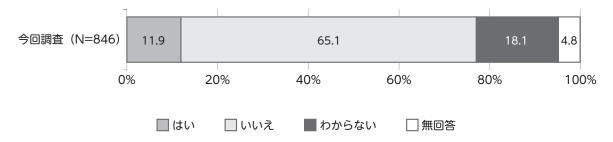
諫早市成年後見制度利用促進基本計画の計画期間は、本計画に合わせて、令和4年度から令和8年度(2022年度~2026年度)までの5年間とします。

# [3] アンケート調査等からみえる課題

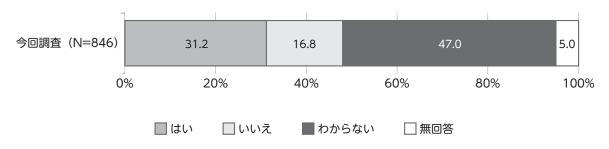
本市の成年後見制度に関する現状は、「第2章 1 統計データからみえる現状」に記載したとおりで、成年後見制度の利用開始の多くの人の原因となる、認知症高齢者数は、4,000人台で推移し、高齢者人口のおよそ1割を占めており、団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)が迫る中、高齢者の5人に1人が認知症になるという推計もあります。市民の方に、身近に成年後見制度が必要な人がいるか尋ねたところ、「いる」(11.9%)人がおよそ1割、あなた自身や親族の判断が十分にできなくなった時、成年後見制度を利用したい人(31.2%)はおよ3人に1人となっています。

5

# ◆身近に成年後見制度が必要な人の有無



# ◆自分自身や親族の判断が十分にできなくなった時、成年後見制度を利用したいか。



出典:第4次諫早市地域福祉計画及び第4次諫早市地域福祉活動計画に係るアンケート調査

# [4] 施策の方針

成年後見制度の利用が必要な人が、自分らしい生活を守るための制度として利用するこ とができるよう、以下の取組みを進めていきます。

# ① 中核機関

地域連携ネットワークの構築、利用促進機能、後見人支援機能といった役割を担う中 核機関の整備について検討を行い、成年後見制度の普及啓発及び利用促進に向けた広報 機能や相談機能から段階的に整備を行っていきます。

#### 中核機関の機能

- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・相談機能(相談対応、後見二一ズの精査、見守り体制の調整等)
- ・利用促進(マッチング)機能
- ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- · 不正防止効果

# ② 後見人等への報酬の支払いが困難な人に対する支援

経済的な理由により後見人等に対する報酬の負担が困難な人に対して、必要な支援を 行うことで成年後見制度の更なる利用促進を図っていきます。

# 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や 預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや 施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があって も、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、 悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保 護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

# ◇法定後見制度

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を、後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

### ◇任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

出典:法務省ホームページ

# 基本施策4 地域包括ケアシステムの深化・推進

# 【現状と課題】

国において、高齢者が要介護状態となっても可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供する地域包括ケアシステムの整備が進められてきました。

本市においては、2040年(令和22年)を見据え、地域住民の複雑化・複合化した支援 ニーズに対応する包括的な支援体制の充実、認知症施策の強化などのため、高齢者福祉 事業と介護保険事業を組み合わせた施策の推進に取組んでいます。

また、地域包括ケアシステムの推進にあたっては、行政やサービス提供事業者のみならず、例えば、買い物やごみ出しの代行といった生活支援や介護予防サービスなどの分野において、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、自治会、地区(校区)社会福祉協議会、老人クラブ、シルバー人材センターなどの多様な主体による様々なサービスの提供が求められるなど、地域ぐるみの取組が必要となっています。地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、市、関係機関、関係団体の代表者で構成する「諫早市地域包括ケア推進協議会」や具体的、専門的な内容を検討する場として、「在宅医療介護連携推進会議」、「認知症対策推進会議」、「介護予防・日常生活支援推進会議」において、様々な課題に対する検討を進めています。

# 【施策の方向】

○関係機関、関係団体等と連携を図りながら、本市の地域資源や社会資源を活かした地域包括ケアシステムを深化・推進します。

# 【取組内容】

# ▶市が取り組むこと

# ①包括的支援事業の充実

• 関係者間で目標や課題を共有し具体的な取組につなげることができる体制を整 え、官民協働の考えのもとで推進を図ります。

### ②認知症施策の推進

• 認知症高齢者の増加が見込まれることを踏まえ、地域住民への認知症に対する理解促進、早期発見・早期対応から必要なケアに至るまでの総合的な認知症施策を推進します。

# ③生活支援・介護予防サービス提供の基盤づくり

• ボランティア、住民団体、NPO、民間企業等と連携し、高齢者の多様なニーズ に応じた生活支援や介護予防サービスを提供していく体制の構築を図ります。

# ④在宅医療と介護との連携推進

• 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域の中で自分らしい生活 を続けられるよう、市及び医療・介護の関係機関が連携し、在宅医療・介護を継 続的に提供できる体制の構築を図ります。

# ⑤住まいの確保

• 高齢者が自分の状態にあった住まいを確保できるよう、住まいに関する情報提供や住宅改修などの支援に取り組みます。

# ▶地域でできること

- ○認知症に対する知識を習得し、理解を深めましょう。
- ○買い物やごみ出しの代行といった日常のちょっとした生活支援について、自分にできることがないか考え、積極的に行動してみましょう。

5

# 基本施策5 生活困窮者の自立に向けた支援

# 【現状と課題】

経済情勢や雇用形態の多様化といった近年の社会経済環境の様々な変化に伴い、生活 困窮に陥っている人や、生活保護受給には至っていないものの、将来的に生活困窮に陥 るおそれが高い人々の増加が課題となっています。

このような状況を背景に、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を拡充することを目的として、平成27年に生活困窮者自立支援法が施行されました。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、就労など自立に関する相談支援などを行う自立相談支援事業や住居確保給付金の支給など、必要な措置を講ずることとしています。

この法律が対象としている生活困窮者とは、障害・高齢、ひとり親家庭、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート・引きこもり、矯正施設出所者など、働きたくても働けない、経済的に困っているということのみならず、病気や借金、人間関係など多様かつ複合的な課題を抱えていることが指摘されています。このため、自治体には、生活困窮者それぞれの実情に応じた包括的な取組による支援などが求められています。また、平成30年度の改正では、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化が図られており、地域共生社会が目指す「総合的な相談支援」の中核機関の役割を担うものとして、同法の自立相談支援機関が期待されています。

本市においても、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度に係る相談窓口を設置し対応を行っており、適切な支援に向けた取組を実施しています。

# 【施策の方向】

○地域、庁内各課、関係機関等との連携により、生活困窮者の実情に応じた適切な支援 に努め、自立を促します。

# 【取組内容】

### ▶市が取り組むこと

- ①生活困窮者の自立に向けた取組の推進
  - 生活困窮者自立支援制度に関する周知を図り、支援制度の利用促進を図ります。
  - 相談窓口の充実を図るとともに、生活困窮者の相談内容に応じた自立相談支援事業の実施などを通じて、適切かつ効果的な自立の支援に努めます。
  - 自治会、民生委員・児童委員、庁内関係各課、ハローワーク等の関係機関によるネットワークを構築し、生活困窮者の把握と、実情に応じた包括的な支援のための体制づくりを進めます。

# ▶地域でできること

- ○生活困窮者自立支援制度に対する理解を深めましょう。
- ○生活困窮が疑われるケースを把握した場合は、関係機関へ通報や相談するなど、早期発見に協力しましょう。
- ○一人で悩んでいる人は、関係機関に相談しましょう。

5

# 基本施策6 地域福祉活動の拠点の場づくり

# 【現状と課題】

ボランティア団体や地区(校区)社会福祉協議会など、組織的な地域福祉活動を行う 団体が、活動を安定的に継続していくためには、定期的な会議や打ち合わせ、作業など を行う活動拠点の確保が必要不可欠です。

一方で、新型コロナウイルス感染症による社会生活の影響で、会議や打ち合わせをリモートにより行うことも増えてきております。

本市においては、社会福祉会館等を地域福祉活動推進の場として通信設備を含め整備し、健康福祉センターや各地域のふれあい施設など、市内各所に整備している公共施設について、利用促進を図っていくことで、地域の実情に応じた身近な活動拠点を確保する事により、地域福祉活動の活性化を推進していく必要があります。

# 【施策の方向】

○地域にある既存施設等の有効活用や、拠点となる施設整備への支援を通じ、ニーズに あった活動拠点の確保に努めます。

# 【取組内容】

# ▶市が取り組むこと

- ①既存の施設等を活用した活動拠点の確保
  - 二一ズに応じた通信設備の整備を含め公共施設の更なる利用促進を図るとともに、空きスペース等の有効活用について検討します。
  - 活動拠点として、空き店舗や空き家などを有効活用できないか検討します。
- ②集会所等の整備への支援
  - 自治活動をはじめとする地域の様々な活動の拠点となっている集会所等の整備を 支援します。

#### ▶地域でできること

○近くの公共施設、集会所等を有効に活用し、活動の充実を図りましょう。

# 基本施策 7 関係団体等との連携強化

# 【現状と課題】

地域共生社会の実現のためには、地域の様々な活動の担い手である地区(校区)社会 福祉協議会をはじめとする各種団体間での連携を強化し、地域住民とのより密接な関係 を築き、地域の福祉に関する問題を抽出し、解決していくことが必要です。

民生委員・児童委員へのアンケート調査結果からも、民生委員・児童委員の活動をし やすくするために必要なこととして、「町内会・自治会との連携強化」(51.0%)が半数 を占めており、地域の活動団体と、地域福祉の担い手の連携強化が必要であることが指 摘されています。

このことから、今後は地域福祉を担う様々な団体が連携を強化し、情報収集や意見交換を通し、より地域住民に密接した活動ができるような協働のあり方について、検討を進めていく必要があります。

また、複雑化・複合化した地域の福祉課題に的確に対応するためには、子ども、高齢者、障害者、生活困窮者など様々な分野の相談支援機関が連携した、包括的な相談支援体制を構築し、その中での協議を経て、各種支援制度を通じ問題解決につなげていかなければなりません。

そのためには、様々な相談機関や地域福祉の担い手をつなぎ、横断的、包括的な会議 を設置することなどを検討していく必要があります。

また、市社会福祉協議会は、民生委員・児童委員、地区(校区)社会福祉協議会、ボランティア団体などと連携しながら、公的なサービスでは対応が難しい地域課題の解決に向けた取組を推進するとともに、その調整役を担っております。

住民主体による地域福祉活動を推進していくためには、市、市社会福祉協議会、地区(校区) 社会福祉協議会等が、理念を共有し、互いに連携しながら取組を進めていくことが必要であり、市社会福祉協議会には、地域福祉推進の中核的役割を担うことが期待されています。

#### 【施策の方向】

○各種団体との意見交換や情報の共有を通じて、連携の強化に努めます。

#### 【取組内容】

- ▶市が取り組むこと
  - ①地域福祉活動団体との連携強化
    - 地区(校区)社会福祉協議会、自治会・町内会、老人会、婦人会、民生委員・児 章委員や福祉協力員等、地域住民と密接に関係する団体との連携強化に努めます。

# ②福祉関係団体との連携強化

- 市社会福祉協議会をはじめ、包括支援センター、保護司会等の専門職団体、民間 企業、NPO・ボランティア団体等の本市で広く活動する団体との連携強化に努 めます。
- 市社会福祉協議会が行う各種活動及び会の運営に対し、総合的な支援を行います。

# ▶地域でできること

- ○地区(校区)社会福祉協議会においては、活動の実施にあたり、地域福祉活動に対 する総合的な支援を行う市社会福祉協議会との連携を図りましょう。
- ○市社会福祉協議会の役割や活動に対する理解を深めましょう。

# 基本施策8 再犯防止の支援

# 諫早市再犯防止推進計画について

# [1] 再犯防止推進計画の背景と趣旨

平成14年度以降、刑法犯の認知件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が課題となっています。国においては、平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)を制定、平成29年に同法第7条第1項に基づく「再犯防止推進計画」を閣議決定し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいます。

長崎県においては、令和3年に国の再犯防止推進計画を勘案し「長崎県再犯防止推進計画」を策定、取組みを進めています。

本市においては、「社会を明るくする運動」の諫早市決起大会の開催や、諫早地区保護司会をはじめ関係団体と連携し、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深めるための啓発活動等を行っていますが、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について、長崎県の方針を踏まえ連携を取りながら、安全で安心して暮らせる環境づくりを図ることが重要です。

これらのことを踏まえ、本市においても、再犯防止に関する施策を総合的かつ計画的に 推進するため、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく市町村計画として、本計 画に包含し策定します。

# [2] 計画期間

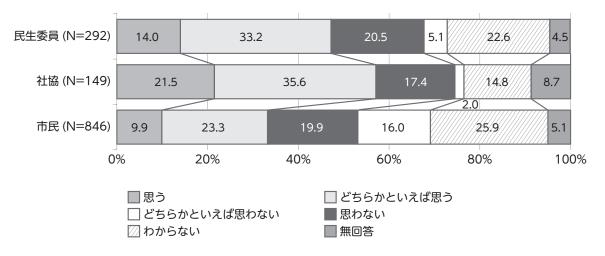
諫早市再犯防止推進計画の計画期間は、本計画に合わせて、令和4年度から令和8年度(2022年度~2026年度)までの5年間とします。

# [3] アンケート調査等からみえる課題

犯罪をした人の中には、仕事や住まいがない、高齢で身寄りがない、疾病や障害がある、 生活困窮者など、地域社会で安定した生活をする上で、様々な課題を抱えている人が多く 存在するといわれています。また、このような課題を抱えているため、支援が十分に行き 届かず、再犯につながる場合があることが指摘されています。

アンケート調査結果をみると、市民のうち3人に1人は、犯罪をした人の立ち直りに協力したい(33.2%)と回答しており、民生委員・児童委員(47.2%)、地区社会福祉協議会関係者(57.1%)では、立ち直りに協力したい人が半数近くを占めている状況です。

# ◆犯罪をした人の立ち直りに協力したいか



# [4] 施策の方針

関係機関・団体等と連携して、再犯防止に向けた推進施策に取り組むとともに、犯罪を した人等や保護司等の支援者に必要な情報を提供し、社会復帰に向けた支援等の更生保護 活動や広報・啓発活動を推進します。

# ▶市が取り組むこと

- ア 関係機関・団体等との連携強化
  - 関係機関との連携により高齢又は障害のある被収容者の円滑な社会復帰に向けた支援
- イ 保健医療・福祉サービスの利用促進
  - 必要な保健医療・福祉サービスを利用できる手続きの円滑な実施
- ウ 民間の協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進
  - 「社会を明るくする運動」の推進
  - 更生保護団体に対する活動支援

# ▶地域でできること

- ○更生保護ボランティア活動を支援しましょう。
- ○立ち直ろうとする更生保護活動に関心をもってみましょう。
- ○刑務所作業製品を購入してみましょう。

# 基本目標5 安全・安心に暮らせる地域づくり

いつどこで起こるか分からない自然災害に備え、犯罪を未然に防止し、日常の暮らしの安全を守るための活動の推進は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要不可欠です。

また、誰もが安心して社会活動に参加し、その人らしい生活を送ることができるようバリアフリー\*の推進が求められています。

行政施策の充実とともに、地域ぐるみによる防災・防犯体制の整備や、ハード・ソフト両面におけるバリアフリーの推進に取り組み、「安全・安心に暮らせる地域づくり」を目指します。



5

# 基本施策 1 災害に備えた地域づくり

# 【現状と課題】

本市は、地理的に集中豪雨や台風などの影響を受けやすく、昭和32年の諫早大水害を はじめ、これまでに幾多の災害を経験してきましたが、近年、全国的に地震や集中豪雨 などが発生し、自然災害による人的・物的被害が地域住民の暮らしに多大な影響をあた えています。

市民アンケート調査結果では、「災害時における安否確認や避難誘導などの支援体制 の強化」を地域の課題として回答された人が多く、困った時に近所の方から手助けして ほしいこととして、「災害時の手助け(避難支援など)」が最も多くあげられていました。 災害発生時は、自分の命は自分で守る「自助」に加え、地域や身近にいる人どうしが助 け合う「共助」を基本とした行動が、被害を最小限に食い止めるための大きな力となり ます。

本市の取組としては、諫早市地域防災計画書に基づく取組の推進のほか、高齢者や障 害のある人など、災害時の避難や日常生活に手助けが必要な人(要援護者)を事前に把 握し、いざというときに地域住民同士で助け合えるよう、「要援護者登録制度」を実施 しています。さらに、本制度による「要援護者名簿」は、災害対策基本法に基づく「避 難行動要支援者名簿」としても活用しており、民生委員・児童委員、自治会連合会、関 係機関等と連携しながら、地域ぐるみで安否確認や避難支援にあたる体制の整備を推進 しています。また、本市で大規模な地震や風水害等による災害が発生した際は、市社会 福祉協議会が災害ボランティアセンター\*を設置し、被災地におけるボランティア活動 が円滑に進められるように体制の整備を行っています。

高齢化の進行などに伴い、今後、要援護者(避難行動要支援者)の更なる増加が見込 まれる中、いつ起こるかわからない災害に対する備えを充実するために、公助に関する 取組の推進に加え、市民一人ひとりが「自助」、「共助」の重要性を認識し、地域におけ る防災力の強化を図っていく必要があります。

#### 【施策の方向】

- ○防災意識の向上や、災害時における要援護者(避難行動要支援者)の支援体制の充実 を図り、地域における「自助」、「共助」の力の強化を図ります。
- ○災害時に、全国から駆け付ける災害ボランティアの活動拠点として、市社会福祉協議 会が設置する災害ボランティアセンターとの連携体制を構築し、効果的なボランティ ア活動の展開を支援します。

# 【取組内容】

# ▶市が取り組むこと

# ①防災意識の向上

- 諫早市総合防災訓練の開催や自治会等による防災マップの作成支援、広報活動などを通じて、防災意識の向上を図ります。
- 自治会等を単位とした自主防災組織\*の育成に取り組み、防災意識の向上と、災害時における近隣互助精神の高揚を図ります。

# ②災害時における要援護者(避難行動要支援者)の支援体制の充実

- 要援護者(避難行動要支援者)の確実な把握に努めます。
- 「諫早市災害時要援護者避難支援プラン\*」に基づく取組を推進し、災害時における要援護者(避難行動要支援者)の支援体制の充実を図ります。
- 一般の避難所では避難生活が困難な要援護者(避難行動要支援者)等に適切に対応するため、福祉避難所※の確保に努めます。
- 日頃からの見守り活動の実践が災害時の支援につながることから、見守り活動の 更なる充実を図ります。

# ③災害ボランティアセンターの設置・運営に係る連携体制の構築

災害ボランティアセンターの設置・運営にあたっては、市と市社会福祉協議会との情報共有や連携が必要不可欠であることから、諫早市総合防災訓練における災害ボランティアセンターの設置訓練などの取組を通じて、連携体制の構築を進めます。

# ▶地域でできること

- ○防災に関心を持つとともに、諫早市総合防災訓練や地域における防災マップづくり などに積極的に参加し、防災に関する知識の習得や理解に努めましょう。
- ○災害発生時に迅速に避難ができるよう、日頃から防災用品を準備するとともに、避 難場所や避難経路等を確認しておきましょう。
- ○自力での避難が困難な高齢者や障害のある人などは、要援護者名簿に登録しましょ う。

# 基本施策2 防犯対策の推進

# 【現状と課題】

刑法犯の認知件数は、全国的に減少傾向にあります。しかし、子どもや女性が被害者となる犯罪は依然として後を絶たない状況にあるほか、高齢者や障害のある人などを狙った特殊詐欺や悪質商法の被害が深刻化しています。

本市における防犯対策については、市や警察などによる取組のほか、各地域において、 住民主体による防犯パトロールや子どもの見守り活動といった様々な自主防犯活動が行われています。本市の刑法犯の認知件数も減少傾向にありますが、今後も犯罪の被害を 未然に防ぐための取組が必要です。

住民同士のつながりを大切にし、住民一人ひとりが地域に関心を持つことが、地域における犯罪抑止力を維持、向上させることに繋がります。犯罪のないまちづくりのために、防犯に対する市民一人ひとりの理解を得ながら、関係機関、関係団体、地域等が一体となった地域ぐるみの防犯対策を推進していく必要があります。

# 【施策の方向】

○市民に対する防犯意識の向上を図るとともに、地域、関係機関、関係団体等の連携を 強化し、地域における防犯活動の更なる充実を図るなど、防犯対策の推進に努めます。

# 【取組内容】

# ▶市が取り組むこと

# ①防犯意識の向上

• 関係機関・関係団体と連携した啓発活動などを通じて、特殊詐欺などの犯罪被害を予防するための知識や防犯意識の向上を図るとともに、犯罪被害者の二次被害防止のための啓発等に努めます。

### ②防犯に係る情報提供

• 犯罪を未然に防ぐため、不審者情報や、犯罪に関する情報の積極的な提供に取り 組みます。

### ③地域ぐるみの防犯対策

- 自治会による防犯灯の設置や維持管理を支援し、夜間の防犯及び歩行者の通行の安全の確保を図ります。
- 自治会、老人会クラブ、PTAをはじめとする各種団体が実施している自主防犯活動を支援するとともに、これら団体と市や警察機関などとの連携強化や情報共有を図ることにより、地域における防犯活動の充実に努めます。
- 子どもの登下校時における安全確保のため、学校と地域との連携による見守り活動に取り組みます。

# ④消費生活センターの相談体制の充実

• 特殊詐欺、悪質商法などの被害を未然に防止するため、消費生活センターにおける相談体制の充実を図ります。

# ▶地域でできること

- ○防犯に関心を持ち、自分にできることから取り組みましょう。
- ○自治会は、必要に応じて防犯灯の設置を進めましょう。
- ○犯罪の被害者となりやすい子どもや高齢者などの見守り活動に努めましょう。
- ○特殊詐欺や悪質商法が疑われる場合は、消費生活センターに相談しましょう。



# 基本施策3 バリアフリーの推進

# 【現状と課題】

障害の有無や年齢、病気や怪我などの身体状態などにかかわらず、誰もが自立した日常生活を営み、社会参加できる環境のために、誰もが安心してスムーズに移動できるよう歩行空間の整備が進められています。

本市では、ユニバーサルデザイン※に基づく施設整備や、建物や歩道などの段差解消といったバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障害のある人の居住環境を改善するために、自宅を改修する際の支援などを行っています。また、視覚に障害のある人に対し「広報いさはや」など市の刊行物を点訳・音訳し提供しているほか、聴覚等に障害がある人がコミュニケーション等を円滑に行えるよう、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の派遣といった情報のバリアフリー化に取り組むなど、ハード・ソフトの両面におけるバリアフリーを推進しています。

また、共生社会実現の観点から、バリアフリー化の促進にあたっては、地域住民の理解・協力の促進のため「心のバリアフリー化※」が重要になっており、地域住民への周知・啓発等が求められています。

高齢者や障害のある人の生活の場を、施設・病院から地域へ移行する取組が進められていることなどに伴い、日常生活を送る上で障壁 (バリア) に直面しやすい人の増加が見込まれます。引き続き段階的に整備を計画し、ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリーの推進を図っていく必要があります。

# 【施策の方向】

○市民、事業者、関係機関等との連携によるバリアフリーの推進に取り組み、誰もが住 みやすい生活環境の整備を推進します。

# 【取組内容】

### ▶市が取り組むこと

- ①バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及啓発
  - 市民や事業者等に対し、バリアフリーやユニバーサルデザインに係る普及啓発を 図り、民間施設におけるバリアフリーの推進を促進します。

#### ②ハード・ソフト両面におけるバリアフリーの推進

- 公共施設のバリアフリー化や情報のバリアフリー化といった利用者、生活者の視点に立ったソフト・ハード両面におけるバリアフリーを推進し、より良い生活環境づくりに努めます。
- 公共交通事業者による鉄道駅等の交通拠点のバリアフリー化を支援し、市民の移動の円滑化と利便性の向上を図ります。

# ▶地域でできること

- ○バリアフリー・ユニバーサルデザインに関心を持ち、理解を深めましょう。
- ○点字ブロックの上に自転車等を止めない、身体障害者用駐車場には対象となる人以 外は駐車しないといった、ちょっとした心遣いに努めましょう。



# 第**5**章 計画の推進にあたって

# 第5章 計画の推進にあたって

# 1 計画の推進体制

本計画については、市の公式ホームページへの掲載等を通して、広く浸透を図ります。

また、「諫早市地域福祉活動計画」を策定する本市社会福祉協議会との連携を図るとともに、地域福祉を担う各地域の地区(校区)社会福祉協議会や、民生委員児童委員協議会、自治会、NPO、ボランティア団体などとの協力体制の強化を進め、計画を推進していきます。さらに、地域住民の抱える、多様かつ複合的な生活課題に対して、全庁的に連絡・調整を図りながら、施策・事業を推進していきます。

# 2 計画の進捗管理

地域福祉の取組みを効果的かつ継続的に推進していくため、計画を立案し実行、基本目標の達成に向けて適切に評価し、必要に応じて改善していけるよう、マネジメントサイクル (PDCA) を活用した進捗管理が求められています。

本市においては、様々な分野の構成員による諫早市健康福祉審議会にて、市民にあった施策がより効果的・効率的に実施されているかを評価し、必要に応じて取組の改善を行っていきます。

# 資料編

# 1 地域福祉推進圏域概況



# 諫早小校区

地域福祉活動の主体

諫小地区社会福祉協議会

#### 人口・世帯数等

人口

※()は市全体に対する割合。 以下同じ。

: 3,409世帯 (6.4%) 男性 : 3,576人 (5.6%) 女性 : 4,117人 (5.8%) 15歳未満人口:1,103人(6.1%) 15~64歳人口: 4,753人(6.3%) 65歳以上人口:1,837人(4.5%) 65歳以上人口割合: 23.9%

: 7,693人 (5.7%)

#### 高齢

要支援認定者:130人 要介護認定者:209人 配食サービス利用者:5人 認知症高齢者用GPS利用者: 2人 緊急通報システム利用者: 4人 訪問介護利用者:51人

#### 子ども

就学前児童:408人 保育園児 : 294人 学童クラブ利用者:104人 小学生 : 421 J

通所介護利用者:96人

#### 障害

身体障害者手帳所持者:271人 療育手帳所持者:92人

精神障害者保健福祉手帳所持者:88人

#### その他

要援護者名簿登録者:243人

# 人的資源

自治会:13自治会 民生委員・児童委員:23人 福祉協力員:17人 老人クラブ会員:238人

#### 保育園・学校

- ・サンタの家保育園
- ・とんぼ保育園
- ・菜の花こども園
- ・諫早小学校
- · 諫早高等学校附属中学校

#### 福祉保健施設・病院

・長崎障害者就業・生活支援センター



# 上山小校区

地域福祉活動の主体

上山地区社会福祉協議会

# 人口・世帯数等 : 6,854人 (5.1%)

人口

世帯数 : 3,055世帯 (5.7%) 男性 : 3,165人(4.9%) : 3,659人 (5.2%) 15歳未満人口:1,087人(6.0%) 15~64歳人口:3,890人(5.1%) 65歳以上人口:1,847人(4.5%) 65歳以上人口割合: 27.1%

# 高齢

要支援認定者:125人 要介護認定者:207人 配食サービス利用者: 1人 認知症高齢者用GPS利用者: 0人 緊急通報システム利用者: 1人 訪問介護利用者:36人 通所介護利用者:75人

#### 子ども 📙

就学前児童:388人 保育園児 : 346人 学童クラブ利用者:129人 小学生 : 489人

#### 障害

身体障害者手帳所持者:285人 療育手帳所持者:76人

精神障害者保健福祉手帳所持者:77人

要援護者名簿登録者:254人

### 人的資源

その他

自治会: 9自治会 民生委員・児童委員:21人 福祉協力員:10人 老人クラブ会員:276人

# 保育園・学校

・諫早中央保育所 ・諫早幼稚園 ・ともしび保育園 ・上山小学校 ・すまいる保育園 ・諫早中学校 ・キッズスクール認定こども園

#### 福祉保健施設・病院

- · 諫早市社会福祉会館
- · 諫早市社会福祉協議会
- ・諫早市健康福祉センター
- ・諫早市上山荘南館・上山荘
- ・諫早市新道福祉交流センター
- ・諫早市障害者相談支援センター
- ・特別養護老人ホーム 諫早中央

5

章

第



# 上諫早小校区

地域福祉活動の主体

上諫早地区社会福祉協議会

#### 【 人口・世帯数等 】

人口 : 1,804人 (1.3%) 世帯数 : 611世帯 (1.1%) 男性 : 888人 (1.4%) 女性 : 916人 (1.3%) 15歳未満人口: 170人 (0.9%) 15~64歳人口: 928人 (1.2%) 65歳以上人口: 706人 (1.7%) 65歳以上人口割合: 39.1%

#### 高齢

要支援認定者:33人 要介護認定者:76人 配食サービス利用者:1人 認知症高齢者用GPS利用者:0人 緊急通報システム利用者:0人

訪問介護利用者: 9人 通所介護利用者: 24人

# 障害

身体障害者手帳所持者:113人

療育手帳所持者:19人

精神障害者保健福祉手帳所持者:15人

# その他

要援護者名簿登録者:28人

# 福祉保健施設・病院

・あきやま病院

保育園・学校

・上諫早保育園

・上諫早小学校

#### 子ども

就学前児童:64人 保育園児:55人 学童クラブ利用者:0人 小学生:80人

#### 人的資源

自治会:2自治会 民生委員・児童委員:5人 福祉協力員:6人 老人クラブ会員:127人



# 北諫早小校区

地域福祉活動の主体

北小校区社会福祉協議会

# 人口・世帯数等

人口 : 12,560人 (9.3%) 世帯数 : 5,274世帯 (9.9%) 男性 : 5,932人 (9.3%) 女性 : 6,628人 (9.3%) 15歳未満人口: 1,655人 (9,1%) 15~64歳人口: 7,219人 (9.5%) 65歳以上人口: 3,686人 (9.0%) 65歳以上人口割合: 29.3%

# 高齢

要支援認定者:223人 要介護認定者:479人 配食サービス利用者:1人 認知症高齢者用GPS利用者:1人 緊急通報システム利用者:18人

訪問介護利用者:92人 通所介護利用者:142人

#### 障害

身体障害者手帳所持者:523人 療育手帳所持者:142人

精神障害者保健福祉手帳所持者:126人

#### その他

要援護者名簿登録者:249人

# 保育園・学校

- ・ふくた保育園
- ・なかよし村保育園
- ・真生保育園
- ・みやまの森認定こども園
- ・北諫早幼稚園
- ・諫早純心幼稚園
- ・北諫早小学校 ・北諫早中学校

### 子ども

就学前児童:562人 保育園児:364人 学童クラブ利用者:230人 小学生:680人

#### 人的資源

自治会:6自治会 民生委員・児童委員:23人 福祉協力員:5人 老人クラブ会員:338人

#### 福祉保健施設・病院

- ・特別養護老人ホーム 善隣荘
- ・特別養護老人ホーム しろみ
- ・ケアハウス 英智園
- ・生活支援ハウス 花の里
- ・諫早記念病院



# 西諫早小校区

地域福祉活動の主体

西諫早小学校区社会福祉協議会

### 人口・世帯数等

人口 : 8,926人 (6.6%) 世帯数 : 3,768世帯 (7.1%) 男性 : 4,244人 (6.6%) 女性 : 4,682人 (6.6%) 15歳未満人口: 1,093人 (6.0%) 15~64歳人口: 4,952人 (6.5%) 65歳以上人口: 2,881人 (7.1%) 65歳以上人口割合: 32,3%

### 高齢

要支援認定者:158人 要介護認定者:302人 配食サービス利用者:5人 認知症高齢者用GPS利用者:0人 緊急通報システム利用者:9人

訪問介護利用者:58人 通所介護利用者:73人

### 障害

身体障害者手帳所持者:354人

療育手帳所持者:87人

精神障害者保健福祉手帳所持者:71人

# その他

要援護者名簿登録者:235人

### 保育園・学校

- ・太陽保育所
- ・つぼみ保育園
- ・星の子保育園
- ・ばらの幼稚園
- ・西諫早小学校
- ・西諫早中学校

# 子ども

就学前児童:364人 保育園児:316人 学童クラブ利用者:98人 小学生:432人

#### 人的資源

自治会:9自治会 民生委員・児童委員:20人 福祉協力員:16人 老人クラブ会員:304人

#### 福祉保健施設・病院



# 真城中校区

地域福祉活動の主体

西諫早地区社会福祉協議会

# 人口・世帯数等

人口 : 9,478人 (7.0%) 世帯数 : 3,745世帯 (7.0%) 男性 : 4,324人 (6.7%) 女性 : 5,154人 (7.3%) 15歳未満人口: 1,456人 (8.0%) 15~64歳人口: 5,369人 (7.1%) 65歳以上人口: 2,653人 (6.5%) 65歳以上人口割合: 28.0%

#### 高齢

要支援認定者:114人 要介護認定者:259人 配食サービス利用者:2人 認知症高齢者用GPS利用者:0人 緊急通報システム利用者:10人

訪問介護利用者:43人 通所介護利用者:65人

#### 障害

身体障害者手帳所持者:406人

療育手帳所持者:95人

精神障害者保健福祉手帳所持者:92人

#### その他

要援護者名簿登録者:243人

# 保育園・学校

- ・すこやか保育園
- ・いちご西保育園
- ・諫早清水幼稚園
- ・真城小学校
- ・真崎小学校
- ・真城中学校
- ・諫早特別支援学校

### 子ども

就学前児童: 490人 保育園児 : 110人 学童クラブ利用者: 161人 小学生 : 498人

#### 人的資源

自治会:13自治会 民生委員・児童委員:22人 福祉協力員:12人 老人クラブ会員:361人

### 福祉保健施設・病院

・城谷病院



高齢

子ども

小学生

要支援認定者:116人

要介護認定者:269人

訪問介護利用者:53人

通所介護利用者:60人

就学前児童:594人

保育園児 : 140人

学童クラブ利用者:217人

:695人

配食サービス利用者:3人

認知症高齢者用GPS利用者:0人

緊急通報システム利用者:10人

# 御館山小校区

地域福祉活動の主体

# 御館山校区社会福祉協議会

#### 【人口・世帯数等】

人口 : 9,042人 (6.7%) 世帯数 : 4,018世帯 (7.5%) 男性 : 4,273人 (6.7%) : 4,769人 (6.7%) 15歳未満人口: 1,501人(8.2%) 15~64歳人口:5,247人(6.9%) 65歳以上人口: 2.294人 (5.6%) 65歳以上人口割合: 25.4%

# 保育園・学校

- ・みたち保育園 ・まほろ愛児園
- ・鎮西学院幼稚園
- ・御館山小学校
- ・明峰中学校

# ・こころ保育園

- ・諫早東特別支援学校

身体障害者手帳所持者:332人

精神障害者保健福祉手帳所持者:100人

療育手帳所持者:72人

要援護者名簿登録者:143人

#### その他

# 人的資源

障害

自治会:5自治会 民生委員・児童委員:17人 福祉協力員:15人 老人クラブ会員:206人

#### 福祉保健施設・病院

- ・県央保健所
- ・長崎県発達障害者支援センター しおさい
- ・特別養護老人ホーム 椿寿荘
- ・ケアハウス 椿寿荘、第二椿寿荘
- ・諫早総合病院
- ・諫早市こども準夜診療センター
- ・長崎県立こども医療福祉センター
- ・小鳥居諫早病院



# 本野地区

地域福祉活動の主体

本野地区社会福祉協議会

# 人口・世帯数等

人口

世帯数 :726世帯 (1.4%) 男性 : 970人 (1.5%) : 1,058人 (1.5%) 15歳未満人口: 159人(0.9%) 15~64歳人口:1,047人(1.4%) 65歳以上人口:822人(2.0%) 65歳以上人口割合: 40.5%

: 2,028人 (1.5%)

# 高齢

要支援認定者:57人 要介護認定者:100人 配食サービス利用者: 0人 認知症高齢者用GPS利用者:0人 緊急通報システム利用者: 1人

訪問介護利用者:8人 通所介護利用者:39人

#### 障害

身体障害者手帳所持者:114人

療育手帳所持者:53人

精神障害者保健福祉手帳所持者:34人

#### 保育園・学校

- ・もとの保育園
- ・明教保育園
- ・本野小学校

要援護者名簿登録者:40人

#### 福祉保健施設・病院

- ・障害者支援施設 きぼうの里
- ・みどりの園病院

#### 「子ども」

就学前児童:52人 保育園児 : 73人 学童クラブ利用者: 0人 小学生 :68人

#### 人的資源

自治会:5自治会 民生委員・児童委員:8人 福祉協力員:0人 老人クラブ会員:265人



# 長田地区

地域福祉活動の主体

### 長田地区社会福祉協議会

#### 人口・世帯数等

人口

: 5,143人 (3.8%) 世帯数 : 1,813世帯 (3.4%) 男性 : 2,409人 (3.8%) : 2,734人 (3.8%) 女性 15歳未満人口:539人(3.0%) 15~64歳人口: 2,672人 (3.5%) 65歳以上人口: 1.932人 (4.7%) 65歳以上人口割合: 37.6%

#### 高齢

子ども

要支援認定者:112人 要介護認定者:258人 配食サービス利用者: 1人 認知症高齢者用GPS利用者:1人 緊急通報システム利用者: 1人 訪問介護利用者:15人

#### 障害

身体障害者手帳所持者:258人 療育手帳所持者:65人

精神障害者保健福祉手帳所持者:29人

#### その他

要援護者名簿登録者:108人

## 保育園・学校

- ・ながた保育園
- ・長田くみあい保育所
- ・にしざきこども園
- ・長田小学校
- ・長田中学校

就学前児童:217人 保育園児 : 201人 学童クラブ利用者:97人 小学生 : 240人

通所介護利用者:69人

#### 人的資源

自治会:12自治会 民牛委員・児童委員:18人 福祉協力員:0人 老人クラブ会員:647人

### 福祉保健施設・病院

・生活支援ハウス 諫早ゆたか荘ルナホーム ·介護老人保健施設 ケアホーム・クローバー



# 高来地域

地域福祉活動の主体

高来地区社会福祉協議会

# 人口・世帯数等

人口 : 9,718人 (7.2%) 世帯数 : 3,473世帯 (6.5%) 男性 : 4,639人 (7.2%) 女性 : 5,079人 (7.2%) 15歳未満人口:1,092人(6.0%) 15~64歳人口:5,169人 (6.8%) 65歳以上人口:3,457人(8.5%) 65歳以上人口割合: 35.6%

# 高齢

子ども

要支援認定者:201人 要介護認定者:517人 配食サービス利用者: 1人 認知症高齢者用GPS利用者: 0人 緊急通報システム利用者: 6人 訪問介護利用者:73人 通所介護利用者:148人

#### 障害

身体障害者手帳所持者:539人 療育手帳所持者:148人

精神障害者保健福祉手帳所持者:95人

#### 保育園・学校

· 春日園保育所 · 金松園保育所

・深海保育園 ・和同保育園

・金華こども園 ・高来西小学校

・湯江小学校 ・高来中学校

# 要援護者名簿登録者:222人

就学前児童:365人 保育園児 : 279人 学童クラブ利用者:84人 小学生 : 463人

#### 人的資源

その他

自治会:47自治会 民生委員・児童委員:24人 福祉協力員:6人 老人クラブ会員:494人

# 福祉保健施設・病院

- ・諫早市高来ふれあい会館
- ・諫早市高来しゃくなげ荘
- ・養護老人ホーム 聖フランシスコ園
- ・特別養護老人ホーム 悠恵荘
- ・ケアハウス 豊寿園
- ・障害者支援施設 しらぬい学園



# 小長井地域

地域福祉活動の主体

小長井地区社会福祉協議会

# 【人口・世帯数等】

人口 : 4,886人 (3.6%) 世帯数 : 1,810世帯 (3.4%) 男性 : 2,210人 (3.4%) : 2,676人 (3.8%) 15歳未満人口: 434人 (2.4%) 15~64歳人口: 2,588人 (3.4%) 65歳以上人口: 1.864人 (4.6%) 65歳以上人口割合:38.1%

### 保育園・学校

- ・遠竹保育園
- ・井崎保育園
- ・ふたばこども園 ・清和こども園
- ・長里小学校
- ・小長井小学校
- ・遠竹小学校
- ・小長井中学校
- ・諫早特別支援学校 みさかえ分教室

#### 高齢

要支援認定者:129人 要介護認定者:307人 配食サービス利用者:1人 認知症高齢者用GPS利用者:0人 緊急通報システム利用者: 1人 訪問介護利用者:28人

# 子ども

就学前児童:141人 保育園児 : 119人 学童クラブ利用者:57人 小学生 : 166人

通所介護利用者:60人

#### 障害

身体障害者手帳所持者:356人

療育手帳所持者:94人

精神障害者保健福祉手帳所持者:38人

#### その他

要援護者名簿登録者:79人

# 人的資源

自治会: 7自治会 民生委員・児童委員:14人 福祉協力員:12人 老人クラブ会員:536人

### [福祉保健施設・病院]

- ・諫早市小長井さざんか会館
- ・諫早市小長井健康センター
- ・児童養護施設 聖母の騎士園
- ・特別養護老人ホーム 小長井希望園
- みさかえの園
- 佐藤病院
- ・山﨑病院

人口



# 森山地域

地域福祉活動の主体

森山地区社会福祉協議会

# 【人口・世帯数等】

世帯数 : 1,748世帯 (3.3%) 男性 : 2,373人 (3.7%) 女性 : 2,684人 (3.8%) 15歳未満人口:621人(3.4%) 15~64歳人口: 2,692人 (3.5%) 65歳以上人口:1,744人(4.3%) 65歳以上人口割合: 34.5%

:5.057人(3.7%)

# 高齢

要支援認定者:113人 要介護認定者:231人 配食サービス利用者: 3人 認知症高齢者用GPS利用者:0人 緊急通報システム利用者: 1人

訪問介護利用者:19人 通所介護利用者:78人

#### 障害

身体障害者手帳所持者:264人

療育手帳所持者:71人

精神障害者保健福祉手帳所持者:45人

要援護者名簿登録者:42人

# 福祉保健施設・病院

保育園・学校

・森山東小学校

・森山西小学校

・森山中学校

・もりやまこども園

- ・諫早市森山老人福祉センター
- ・諫早市健康福祉センター森山分館
- ・特別養護老人ホーム 唐比温泉秀峰荘

・唐比病院

#### 子ども

就学前児童:208人 保育園児 : 96人 学童クラブ利用者:77人 小学生 : 253人

#### 人的資源

自治会:7自治会 民生委員・児童委員:14人 福祉協力員:11人 老人クラブ会員:286人



# 小野地区

地域福祉活動の主体

小野地区社会福祉協議会

#### 【人口・世帯数等】

人口

世帯数 : 2,069世帯 (3.9%) 男性 : 2,665人 (4.2%) 女性 : 2,814人 (4.0%) 15歳未満人口: 677人 (3.7%) 15~64歳人口: 3,050人 (4.0%) 65歳以上人口: 1,752人 (4.3%) 65歳以上人口割合: 32.0%

: 5,479人 (4.1%)

### 高齢

要支援認定者:124人 要介護認定者:196人 配食サービス利用者:6人 認知症高齢者用GPS利用者:0人 緊急通報システム利用者:1人

訪問介護利用者:31人 通所介護利用者:73人

#### 障害

身体障害者手帳所持者:232人 療育手帳所持者:69人

精神障害者保健福祉手帳所持者:34人

#### その他

要援護者名簿登録者:82人

## 保育園・学校

- ・もはら保育園 ・小野保育園 ・ほなみ保育園
- ・小野小学校
- ・小野中学校

# 子ども

就学前児童: 262人 保育園児 : 235人 学童クラブ利用者: 41人 小学生 : 282人

#### 人的資源

自治会: 9 自治会 民生委員・児童委員: 15人 福祉協力員: 13人 老人クラブ会員: 415人

# 福祉保健施設・病院

- ・姉川病院
- ・菅整形外科病院



# 有喜地区

地域福祉活動の主体

有喜地区社会福祉協議会

# 人口・世帯数等

人口

世帯数 : 1,302世帯 (2.4%) 男性 : 1,848人 (2.9%) 女性 : 2,154人 (3.0%) 15歳未満人口: 378人 (2.1%) 15~64歳人口: 2,001人 (2.6%) 65歳以上人口: 1,623人 (4.0%) 65歳以上人口割合: 40.6%

: 4,002人 (3.0%)

# 高齢

要支援認定者:91人 要介護認定者:305人 配食サービス利用者:4人 認知症高齢者用GPS利用者:0人 緊急通報システム利用者:2人 訪問介護利用者:36人

#### 障害

身体障害者手帳所持者:315人 療育手帳所持者:58人

精神障害者保健福祉手帳所持者:25人

#### 保育園・学校

- ・有喜保育園
- ・のぞみ保育園
- ・有喜小学校
- ・有喜中学校

#### その他

要援護者名簿登録者:62人

#### 福祉保健施設・病院

- ・養護老人ホーム 福寿園
- ・養護老人ホーム 光明荘
- ・特別養護老人ホーム 天恵荘
- ・介護老人保健施設 恵仁荘
- ・介護療養型老人保健施設 恵愛荘
- 諫早療育センター

・恵寿病院

#### 【子ども】

就学前児童: 100人 保育園児 : 85人 学童クラブ利用者: 26人 小学生 : 193人

通所介護利用者:62人

### 人的資源

自治会: 9 自治会 民生委員・児童委員: 11人 福祉協力員: 9人 老人クラブ会員: 244人

5

章

第



# 小栗地区

地域福祉活動の主体

小栗地区社会福祉協議会

# 【人口・世帯数等】

人口 : 9,718人 (7.2%) 世帯数 :3,791世帯 (7.1%) 男性 : 4,966人 (7.7%) : 4,752人 (6.8%) 15歳未満人口: 1,593人(8.7%) 15~64歳人口:5,819人(7.7%) 65歳以上人口: 2.306人 (5.6%) 65歳以上人口割合: 23.7%

#### 高齢

要支援認定者:126人 要介護認定者:296人 配食サービス利用者:7人 認知症高齢者用GPS利用者:0人 緊急通報システム利用者:5人 訪問介護利用者:80人

#### 障害

身体障害者手帳所持者:338人 療育手帳所持者:61人

精神障害者保健福祉手帳所持者:86人

#### その他

要援護者名簿登録者:220人

## 保育園・学校

- ・いちご保育園
- ・小栗保育園
- ・くるみ保育園
- ・認定こども園小栗幼稚園
- ・小栗小学校
- ・みはる台小学校

#### 子ども

就学前児童:532人 保育園児 : 324人 学童クラブ利用者:136人 小学生 :667人

通所介護利用者:100人

### 人的資源

自治会:16自治会 民生委員・児童委員:22人 福祉協力員:0人 老人クラブ会員:361人

#### 福祉保健施設・病院

・横尾病院



# 飯盛地域

地域福祉活動の主体

飯盛地区社会福祉協議会

# 人口・世帯数等

人口

世帯数 : 2,511世帯 (4.7%) 男性 : 3,403人 (5.3%) 女性 : 3,699人 (5.3%) 15歳未満人口:878人(4.8%) 15~64歳人口:3,763人(5.0%) 65歳以上人口: 2,461人 (6.0%) 65歳以上人口割合: 34.7%

: 7,102人 (5.3%)

# 高齢

要支援認定者:117人 要介護認定者:392人 配食サービス利用者:6人 認知症高齢者用GPS利用者:0人 緊急通報システム利用者: 2人

訪問介護利用者:36人 通所介護利用者:95人

#### 障害

身体障害者手帳所持者:343人

療育手帳所持者:81人

精神障害者保健福祉手帳所持者:59人

#### その他

### 保育園・学校

- ・珠光保育園
- ・常香保育園
- ・認定こども園ふじ幼稚園
- ・飯盛東小学校
- ・飯盛西小学校
- ・飯盛中学校

要援護者名簿登録者:87人

### 福祉保健施設・病院

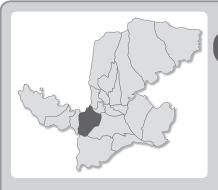
・特別養護老人ホーム 特養いいもり

#### 「子ども」

就学前児童:331人 保育園児 : 188人 学童クラブ利用者:44人 小学生 : 334人

#### 人的資源

自治会:17自治会 民生委員・児童委員:19人 福祉協力員:0人 老人クラブ会員:502人



# 真津山小校区

地域福祉活動の主体

真津山小校区社会福祉協議会

#### 【人口・世帯数等】

人口 : 9,609人 (7.1%) 世帯数 : 4,026世帯 (7.5%) 男性 : 4,839人 (7.5%) 女性 : 4,770人 (6.8%) 15歳未満人口: 1,751人 (9.6%) 15~64歳人口: 6,117人 (8.0%) 65歳以上人口: 1,741人 (4.3%) 65歳以上人口割合: 18.1%

#### 高齢

要支援認定者:66人 要介護認定者:150人 配食サービス利用者:1人 認知症高齢者用GPS利用者:1人 緊急通報システム利用者:3人

訪問介護利用者:11人 通所介護利用者:25人

#### 障害

身体障害者手帳所持者:266人 療育手帳所持者:58人

精神障害者保健福祉手帳所持者:59人

### その他

要援護者名簿登録者:101人

# 保育園・学校

- ・くやまえん
- ・くやまSUN保育園
- ・桜が丘保育園
- ・あおぞら保育園
- ・虹色保育園
- ・認定こども園西諫早幼稚園
- ・真津山小学校
- ・長崎日本大学中学校

#### 子ども

就学前児童:652人 保育園児:382人 学童クラブ利用者:321人 小学生:724人

#### 人的資源

自治会: 7自治会 民生委員・児童委員: 14人 福祉協力員: 13人

価征協力員・13人 老人クラブ会員:356人

#### 福祉保健施設・病院

- ・介護老人保健施設 ろうけん西諫早
- ・宮崎病院 ・西諫早病院



# 多良見東地区

地域福祉活動の主体

多良見東地区社会福祉協議会

# 人口・世帯数等

人口

世帯数 : 1,675世帯 (3.1%) 男性 : 3,171人 (4.9%) 女性 : 3,551人 (5.1%) 15歳未満人口: 806人 (4.4%) 15~64歳人口: 3,561人 (4.7%) 65歳以上人口: 2,355人 (5.8%) 65歳以上人口割合: 35.0%

: 6,722人 (5.0%)

# 高齢

要支援認定者:97人 要介護認定者:197人 配食サービス利用者:2人 認知症高齢者用GPS利用者:0人 緊急通報システム利用者:7人 訪問介護利用者:26人

通所介護利用者:25人

#### 障害

身体障害者手帳所持者:291人

療育手帳所持者:63人

精神障害者保健福祉手帳所持者:52人

#### 保育園・学校

- ・多良見保育園
- ・シーサイド保育園
- ・喜々津東小学校

#### その他

要援護者名簿登録者:135人

#### 福祉保健施設・病院

- ・諫早市たらみ福祉活動センター
- ·介護老人保健施設 恵風園
- ・日赤長崎原爆諫早病院
- ・慈恵病院

#### 【子ども】

就学前児童:342人 保育園児:106人 学童クラブ利用者:86人 小学生:200人

#### 人的資源

自治会: 12自治会 民生委員・児童委員: 12人 福祉協力員: 10人 老人クラブ会員: 337人

5

章



# 多良見中地区

地域福祉活動の主体

喜々津地区社会福祉協議会

#### 【人口・世帯数等】

人口 : 6,869人 (5.1%) 世帯数 : 3,695世帯 (6.9%) 男性 : 3,351人 (5.2%) : 3,518人 (5.0%) 15歳未満人口: 1,009人(5.5%) 15~64歳人口: 3,936人 (5.2%) 65歳以上人口: 1.924人 (4.7%) 65歳以上人口割合: 28.0%

#### 高齢

要支援認定者:84人 要介護認定者:216人 配食サービス利用者:1人 認知症高齢者用GPS利用者:1人 緊急通報システム利用者: 0人 訪問介護利用者:28人

#### 障害

身体障害者手帳所持者:225人 療育手帳所持者:62人

精神障害者保健福祉手帳所持者:46人

#### その他

要援護者名簿登録者:304人

#### 保育園・学校

- ・中里保育園
- ・わくわく保育園
- ・遊びの家共同保育園
- ・山美幼稚園
- ・喜々津小学校
- ・喜々津中学校

#### 子ども

就学前児童:400人 保育園児 : 148人 学童クラブ利用者:229人 小学生 :518人

通所介護利用者:35人

### 人的資源

自治会:10自治会 民生委員・児童委員:12人 福祉協力員:12人 老人クラブ会員:228人

#### 福祉保健施設・病院

・諫早市多良見食生活改善センター 食工房まんだりん



# 多良見西地区

地域福祉活動の主体

多良見西地区社会福祉協議会

# 人口・世帯数等

人口

世帯数 :811世帯 (1.5%) 男性 : 1,117人(1.7%) 女性 : 1,319人 (1.9%) 15歳未満人口:227人(1.2%) 15~64歳人口: 1,231人(1.6%) 65歳以上人口:978人 (2.4%) 65歳以上人口割合: 40.0%

: 2,436人 (1.8%)

# 高齢

要支援認定者:58人 要介護認定者:185人 配食サービス利用者:1人 認知症高齢者用GPS利用者:0人 緊急通報システム利用者: 2人 訪問介護利用者:40人

障害

要援護者名簿登録者:12人

身体障害者手帳所持者:174人

精神障害者保健福祉手帳所持者:18人

療育手帳所持者:15人

# 保育園・学校

- ・みどり保育園
- ・ルンビニーこども園
- ・大草小学校
- ・伊木力小学校
- ·琴海中学校

# 子ども

就学前児童:77人 保育園児 : 104人 学童クラブ利用者:21人 小学生 : 90人

通所介護利用者:50人

# 人的資源

自治会:10自治会 民生委員・児童委員:8人 福祉協力員:10人 老人クラブ会員: 0人

### 福祉保健施設・病院

・特別養護老人ホーム 真和荘

# 資料編

# ※地域福祉推進圏域概況データの時点及び出典について

区分	時 点	出典
人口・世帯数等		
人口等	令和3年10月1日現在	諫早市住民基本台帳人口をもとに算出
世帯数	令和3年10月1日現在	諫早市推計人口
高齢		
・要支援認定者	令和3年1月31日現在	諫早市保有データ
・要介護認定者	令和3年1月31日現在	諫早市保有データ
・配食サービス利用者	令和3年3月31日現在	諫早市保有データ
・認知症高齢者用GPS利用者	令和3年3月31日現在	諫早市保有データ
・緊急通報システム利用者	令和3年3月31日現在	諫早市保有データ
・訪問介護利用者	令和3年1月31日現在	諫早市保有データ
・通所介護利用者	令和3年1月31日現在	諫早市保有データ
子ども		
・就学前児童	令和3年4月1日現在	諫早市住民基本台帳人口(0~5歳計)
・保育園児	令和3年4月1日現在	諫早市保有データ
・学童クラブ利用者	令和3年4月1日現在	諫早市保有データ
・小学生	令和3年5月1日現在	諫早市保有データ
障害	令和3年3月31日現在	諫早市保有データ
その他		
・要援護者名簿登録者	令和3年7月1日現在	諫早市保有データ
人的資源		
・自治会	令和3年5月1日現在	諫早市保有データ
・民生委員・児童委員	令和元年12月1日現在	諫早市保有データ
・福祉協力員	令和3年3月31日現在	諫早市社会福祉協議会保有データ
・老人クラブ会員	令和3年4月1日現在	諫早市保有データ
保育園・学校	令和3年4月1日現在	諫早市保有データ
福祉保健施設・病院		
・福祉保健施設	令和3年4月1日現在	諫早市保有データ
・病院	令和3年5月31日現在	病院一覧(長崎県医療政策課作成)

# 2 諫早市健康福祉審議会委員名簿

	区分*	氏	名	役 職 等	備考
	第1号	池田	孝之	長崎県立諫早特別支援学校を校長	~ R3.3.31
	第1号	田中	昭二	長崎県立諫早特別支援学校を校長	R3.8.23~
	第1号	市川	ひとみ	長崎県県央保健所 地域保健課長	~ R3.3.31
	第1号	一ノ瀬	由紀子	長崎県県央保健所 地域保健課長	R3.8.23~
	第3号	浦	泰	諫早市歯科医師会 会長	R3.8.23∼
	第3号	中村	康司	諫早市歯科医師会 会長	~ R3.6.30
	第4号	大久保	てるひ	諫早市連合婦人会 会長	
	第4号	小川	政 吉	諫早市民生委員児童委員協議会連合会 会長	
	第4号	小野	由利子	諫早市老人クラブ連合会 健康推進部副部会 長兼若手委員会会長	
	第1号	管 原	正志	西九州大学教授・長崎大学名誉教授	
	第2号	出口	晴彦	(福) 寿光会 理事、(医) 和光会 理事長	
0	第4号	寺 井	雄一	(福) 諫早市社会福祉協議会 会長	
	第3号	中尾	理惠子	(公社)長崎県看護協会 県央支部 支部長	
	第1号	中野	伸彦	鎮西学院大学 教授	
	第1号	二里	淳司	諫早市校長会(北諫早中学校 校長)	
	第4号	福田	冨美子	諫早市学童保育連絡協議会 事務局長	
	第3号	堀	剛	(一社) 諫早市薬剤師会 会長	
	第2号	松藤	久 傳	長崎県老人福祉施設協議会県央ブロック施設 代表者会 会長	
	第1号	満岡	涉	(一社) 諫早医師会 副会長	
	第2号	森	淳 子	(福) 聖家族会 みさかえの園むつみの家	
	第2号	森	恵律子	諫早市保育会 幹事	
	第4号	森	多久男	諫早市身体障害者福祉協会 会長	
$\bigcirc$	第3号	Ш	実	(一社) 諫早医師会 会長	

◎:会長 ○:会長職務代理者

※ [諫早市健康福祉審議会条例第3条第2項各号の規定による区分]

第1号学識経験者(6名)

第2号 社会福祉事業従事者(4名)

第3号 医療事業従事者(4名)

第4号 社会福祉団体·公共的団体関係者(6名)

# 3 用語解説

# あ行

### ◆いさはや運動

子どもたちが健全に成長することができる家庭教育・地域教育・学校教育の充実を目的に、大人と子どもが一緒になって取り組む市独自の運動で、あいさつに関する取組、体験活動の機会の充実、基本的生活習慣の定着、インターネットに関する諸問題の啓発を推進しています。

# ◆諫早市災害時要援護者避難支援プラン

大規模な災害が発生した際、災害弱者とされる一人暮らしの高齢者や重度の障害のある人などの要援護者に対して、迅速かつ的確に支援を行うための体制を整えることなどを目的に市が策定した計画です。

# ◆運動普及推進員協議会

運動を通じた健康づくりを目的としたボランティアで組織された団体で、ウォーキング教室やのんのこ体操教室、ニュースポーツ教室などの活動を行っています。

### ◆N P O

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

また、NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」といいます。

# か行

### ◆協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易ではない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々です。

# ◆健康づくり推進協議会

市民の健康増進を図るため、地域、関係機関、関係団体及び行政で構成する組織で、「健康いさは や21 (諫早市健康増進計画)」の推進主体として、健康づくりに関する出前講座や情報提供などの活動を行っています。

### ◆合計特殊出生率

その年における15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値をいいます。

なお、人口を維持するためには、出生率2.07を確保する必要があるといわれています。

5 章

# ◆合理的配慮

障害のある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取 り除くために、障害のある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。

こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合には、障害を理由と する差別に当たるとして、国、地方公共自治体には提供を義務としています。

### ◆ココロねっこ運動

長崎県子育て条例に基づき、子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、み んなで子どもを育てる県民運動であり、あいさつ・声かけ運動、地域で子どもを見守る活動などが推 進されています。

# ◆心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを とり、支え合うことを心のバリアフリーといいます。

# ◆子育でサロン

地区(校区)社会福祉協議会活動の1つで、未就学児の育児を行っている世帯を対象に、友達づく りの場、情報交換の場、親子遊びを楽しむ場といった集いの場を提供し、子育てに係る孤独感や不安 感の解消を図る活動です。

# さ行

### ◆災害ボランティアセンター

大規模な災害が発生した際、全国から駆け付けるボランティアによる被災地での支援活動を円滑に 進めるための拠点をいいます。災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が設置し、ボランティ アの受付、支援ニーズの把握、ボランティアの派遣などの役割を担います。

# ◆市社会福祉協議会

社会福祉法に基づき設置された市町村社会福祉協議会であり、本市においては、社会福祉法人 諫 早市社会福祉協議会のことをいいます。

#### ◆自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、地域住民が自主的に結成する 組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行います。

# ◆主任児童委員

児童福祉に関する事柄を専門的に取り扱う民生委員・児童委員をいいます(詳細は47頁参照)。

# 資料編

# ◆障害者相談員

市長から委嘱を受け、障害のある人やその家族などからの様々な相談に応じ、必要な情報提供や助 言を行う相談員で、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員が各地域で活動してい ます。

### ◆初期救急医療

入院の必要がなく、外来での対処が可能な急病患者に施す医療のことをいいます。

# ◆食生活改善推進協議会

諫早市食生活改善推進員養成講座を修了した人で組織されたボランティア団体で、バランスのとれた食生活の定着による健康づくりを目的に、自主的な活動と行政への支援活動を行っています。

# ◆成年後見申立相談援助事業

市社会福祉協議会が実施している事業で、成年後見制度の内容や、制度を利用するにあたっての手続などに関する相談を受け付けています。

# ◆世代間交流事業

地区 (校区) 社会福祉協議会活動の1つで、子どもから高齢者まで、ふれあう機会が少ない者同士が、 文化活動、スポーツなどを通して、世代を越えてふれあう機会を提供することにより、住民参加の 地域づくりの促進を目指す活動です。

# た行

# ◆ダブルケア

一人の人や一つの世帯が子育てと親の介護を同時に抱える状況をいいます。

#### ◆地域子育て支援センター

家庭で子育てしている人が気軽に利用できるよう、保育園などのスペースを開放し、専任の保育士による育児相談や様々な催しなどを通じて、親子のふれあいや交流を深めるための支援を行う機関です。

### ◆地域子ども教室

地域の中で、子どもたちの安全・安心な居場所を確保するため、放課後や土曜日などに小学校の余裕教室等を活用し、地域ボランティアとの様々な活動(昔遊び・ものづくり等)と交流を行うものです。事業の主な実施主体は市町村であり、国は各地域での取組に対し支援を行っています。

#### ◆地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるよ

第 5 章

第

う、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制をいいます。

# ◆地区(校区)社会福祉協議会

概ね小学校区を単位とした小地域において、住民同士の支え合い、助け合いにより福祉の向上及び 増進を図ることを目的に、その地域の自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、福祉団体、学校、 福祉施設、老人会、婦人会、健全育成会、その他の関係団体で構成された住民主体の団体です(詳細 は10頁参照)。

# ◆DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的暴力、性的暴力、精神的 暴力のことをいいます。

# な行

# ◆二次救急医療

入院を必要とする中・重症患者に施す医療のことをいいます。

# ◆日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でないために適切なサービスを受けるこ とが困難である人が地域で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会が福祉サービスの利用手続の援助 や代行をしたり、利用料の支払いなどを支援する事業です。

### ◆認知症高齢者の日常生活自立度

高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活の自立度の程度を表すもので、9のランクに分けて判定 し、要介護認定における一次判定や介護認定審査会における審査判定の際の参考として利用されてい ます。

# ◆ノーマライゼーション

障害の有無などにかかわらず、誰もが地域の中で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的 な考え方をいいます。

# は行

#### ◆8050問題

主に50代前後のひきこもりの子を80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困 窮や病気や介護といった問題により、地域社会から孤立を深め、必要な支援につながらない社会問題 をいいます。

# 資料編

# ◆パブリックコメント

行政機関が計画の策定過程等において、その案を公表し、広く市民の皆さん等からの意見等を募集 し、寄せられた意見等を考慮して最終的な意思決定を行う手続をいいます。

### ◆バリアフリー

日常生活や社会生活をおくる上で、既にある物理的、心理的、制度的な障壁(バリア)や、情報に係る障壁などを取り除くことをいいます。

### ◆ひとり暮らし高齢者の集い

地区(校区)社会福祉協議会活動の1つで、閉じこもりがちな一人暮らしの高齢者に対し、高齢者同士や地域のボランティアとのレクリエーション、催しなどを鑑賞する交流の場を提供することにより、孤立感の緩和を図る活動です。

# ◆福祉協力員

民生委員・児童委員や主任児童委員の活動が円滑に行えるように協力したり、地域福祉活動の担い 手として、地区(校区)社会福祉協議会が設置する人材のことをいいます。

# ◆福祉避難所

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害のある人など、一般の避難所では生活に支障を 来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロー プなどバリアフリー化が図られた避難所のことをいいます。

### ◆ふれあいいきいきサロン

地区(校区)社会福祉協議会活動の1つで、おおむね65歳以上の高齢者を対象に、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図ることを目的に、公民館等を利用し、気晴らしができる集いの場所を提供する活動です。

### ◆ふれあい食事サービス

地区(校区)社会福祉協議会活動の1つで、一人暮らしの高齢者世帯や障害のある人のみの世帯等を対象に、ふれあいと安否確認を目的に訪問し、弁当等を提供したり、公民館等の施設において食事をしながら交流を行う活動です。

# ◆保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務 大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。

保護司は、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

5 章

# ◆母子保健推進員

市長から委嘱を受けた地域の身近な子育てサポーターで、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、 妊婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、各種サービスに関する情報提供や相談業務を行うなど、行政と家 庭とのパイプ役として活動しています。

# ま行

# ◆民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員であり、社会奉仕の精神のもと、 常に住民の立場にたって相談に応じるとともに、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるものと されています。また、民生委員は、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねています(詳細は47頁参照)。

# や行

# ◆ヤングケアラー

一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の 子どもをいいます。

# ◆ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、国籍などの違いにかかわらず、はじめから、全ての人にとって使いやすいよう に、建物、製品、サービスなどをデザインするという考え方をいいます。

# ◆要援護者

生活の基盤が自宅にある人のうち、災害時に災害情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行う ことが困難で、第三者の支援を要する人をいいます (詳細は58頁参照)。

# 4 各計画の根拠法令

# ○社会福祉法(抄)

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に 定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、 共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する 事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

# ○成年後見制度の利用の促進に関する法律(抄)

(市町村の講ずる措置)

- 第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域 における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定める よう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置 を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本 的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審 議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

# ○再犯の防止等の推進に関する法律(抄)

(地方再犯防止推進計画)

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

